

四條畷市バリアフリー基本構想

令和3（2021）—令和12（2030）年度

令和3（2021）年12月



も く じ

第1章 四條畷市バリアフリー基本構想について ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 四條畷市バリアフリー基本構想改訂の背景	1
2. バリアフリー法の概要	2
3. 基本構想の位置付け	3
4. 計画期間	4
第2章 四條畷市の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1. 現況整理	5
2. これまでの取組	7
第3章 高齢者、障がい者などの意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1. ヒアリング調査等の実施	11
2. 市民意識調査内でのバリアフリーの関する認識	13
第4章 四條畷市バリアフリー基本理念と基本方針 ・・・・・・・・	14
1. バリアフリー化の基本理念	14
2. バリアフリー化の基本方針	14
第5章 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区について ・・	15
1. 生活関連施設について	15
2. 生活関連経路について	20
3. 重点整備地区について	23
第6章 重点整備地区内の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1. タウンウォッチングの実施	25
2. 重点整備地区における課題	35
第7章 ソフト面での取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・	36
1. 心のバリアフリーの推進	36
第8章 重点整備地区内における整備計画 ・・・・・・・・	40
1. 特定事業について	40
2. 実施すべき特定事業等	41
3. 特定事業実施における課題等	57
第9章 バリアフリー基本構想の推進に向けた取組 ・・・・・・・・	58
1. 基本構想の継続した取組	58
2. 基本構想の推進体制	58
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	59

第1章 四條畷市バリアフリー基本構想について

1. 四條畷市交通バリアフリー基本構想改訂の背景

本市は、平成12年（2000年）に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成16年3月に「四條畷市交通バリアフリー基本構想」（以下、「旧基本構想」とする。）を作成し、各施設管理者等の協力を得ながら鉄道駅やバス、道路等のバリアフリー化を進めてきました。

国においては、平成18年12月に公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化を一体的・総合的に促進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を施行しました。その後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全ての国民が共生する社会の実現をめざし、全国において更にバリアフリー化を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年11月及び平成31年4月に施行されました。その後、令和2年6月には心のバリアフリーに係る施策などソフト対策等を強化するため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

これらの背景をもとに、本市においてもより一層のバリアフリー化を進めていくため、旧基本構想を「四條畷市バリアフリー基本構想」に改訂します。

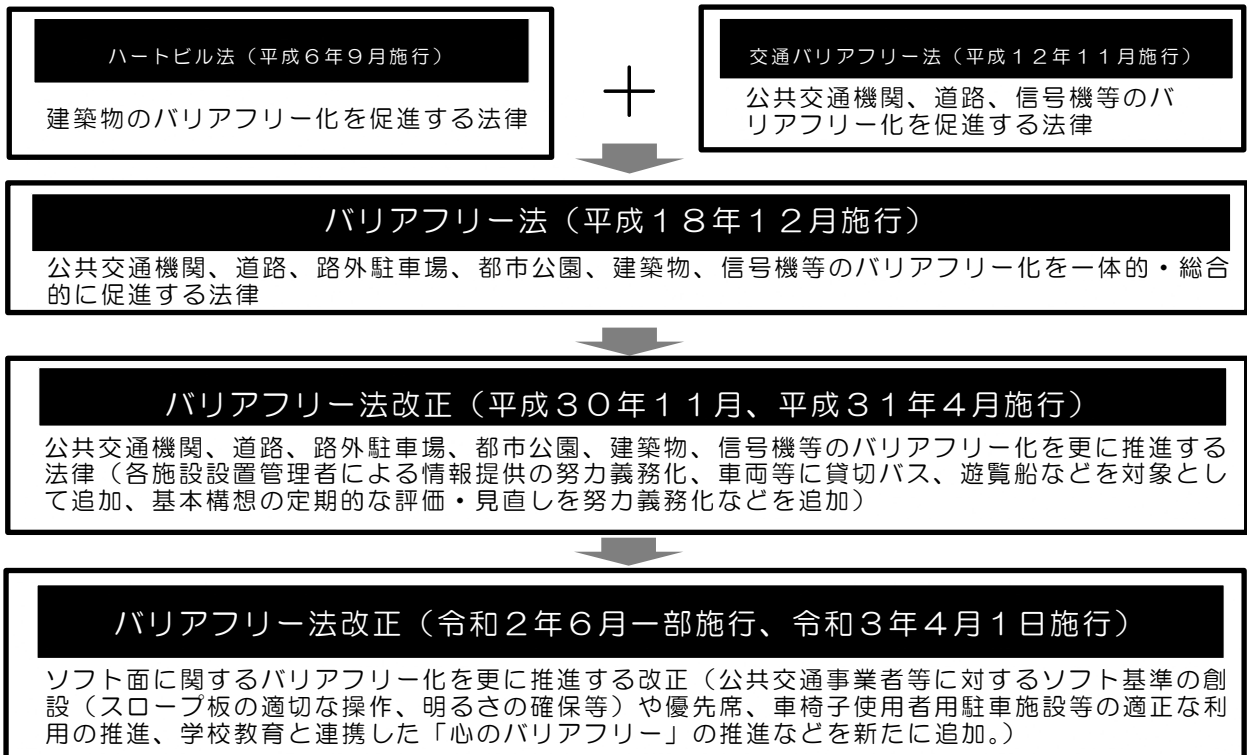


図 1.1 バリアフリーに関する法律の流れ

2. バリアフリー法の概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進することとされています。また、施設が集積する地区では移動等の円滑化を推進する制度として、移動円滑化促進地区や重点整備地区を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る「移動円滑化促進方針（マスタープラン）」及び「基本構想」を作成することができます。

基本理念

○バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会障壁の除去」に資することを旨として行わなければならない

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

○特定の施設での移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務

旅客施設及び車両等

路外駐車場

建築物

都市公園

道路

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

○市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

基本構想（市町村）

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

など

協議会

- ・市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者、学識経験者等により構成される協議会を設置
- ・基本構想の作成に関する協議や基本構想の実施に係る連絡調整を行うための場

協議

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定めた特定事業以外の事業の実施については努力義務

国による事業者等への支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

など

心のバリアフリーの推進等

○バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

図 1.2 バリアフリー法の概要

3. 基本構想の位置付け

国の基本方針では、バリアフリー基本構想の作成にあたっては、市町村マスタープランとの調和を保つことや、関連する計画等との整合を図ることが必要とされています。

このため、四條畷市バリアフリー基本構想の改訂においては、バリアフリー法や国基本方針のほか、本市まちづくりの指針となる「第6次四條畷市総合計画」をはじめとする上位・関連計画と整合を図りながら作成しています。

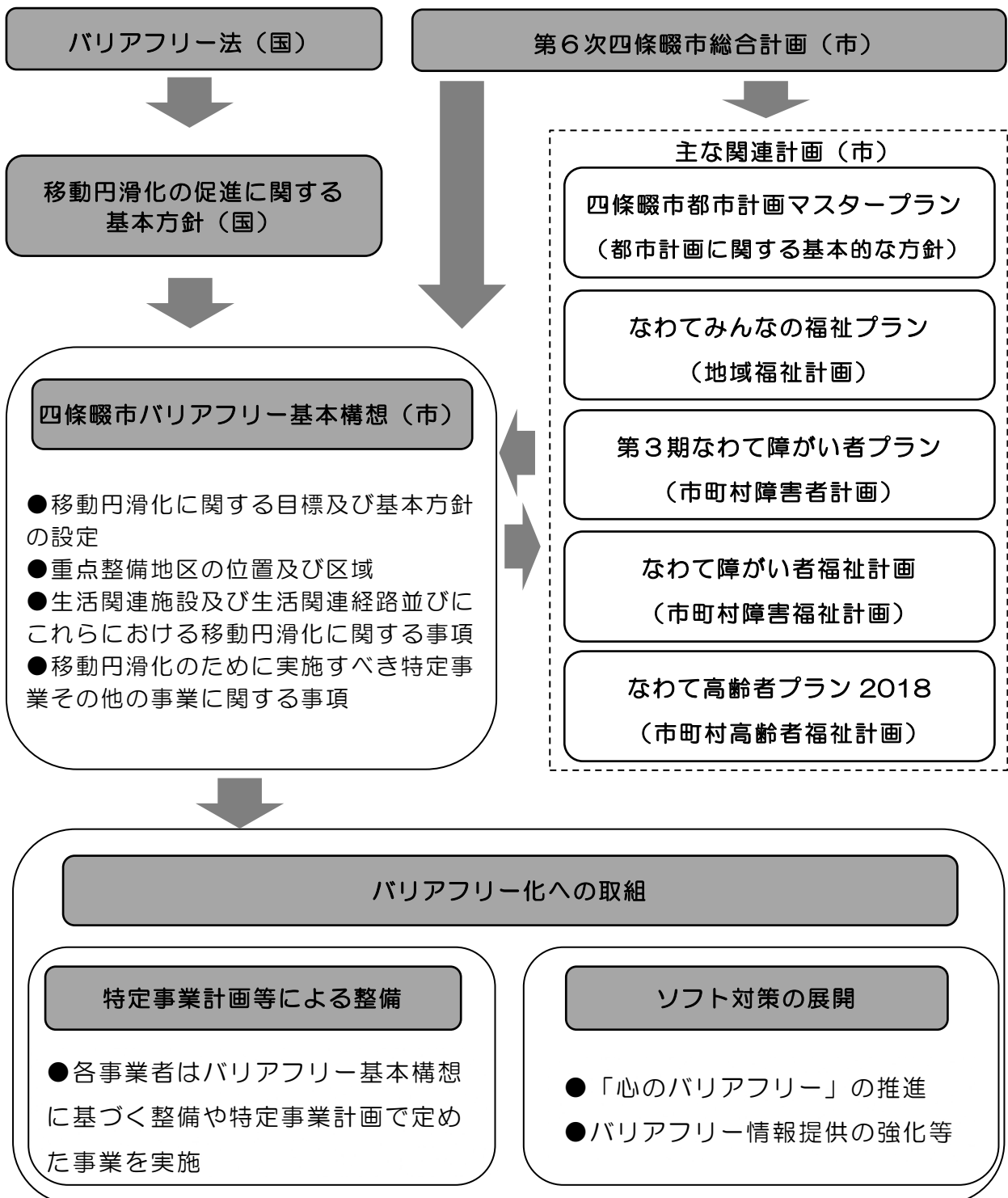


図 1.3 四條畷市バリアフリー基本構想の位置付け

4. 計画期間

四條躰市バリアフリー基本構想の計画期間は、特定事業の実施等を視野に入れ令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、おおむね5年ごとに効果検証等を実施し、必要に応じて、バリアフリー基本構想の見直しを検討します。

本基本構想に基づく、移動円滑化に係るバリアフリー化促進については、基本構想の計画期間10年のうち、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年を「前期」、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までを「後期」として、特定事業等の実施に取り組みます。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
和暦	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
	 国の次期計画期間はおおむね5年									
	 四條躰市バリアフリー基本構想（2021年度～2030年度）									
			【前期】		効果検証			【後期】		効果検証

第2章 四條畷市の概況

1. 現況整理

(1) 高齢化率の推移

平成15年度から比較すると令和元年度での65歳以上の人口は増加しており、高齢化率については約27.0%となっており、一般的に超高齢化社会と言われている高齢化率21%を超え、高齢化が進んでいることが分かります。

表 2.1 高齢化率の推移

項目	平成15年度	令和元年度	高齢化率
65歳以上人口	8,144人	15,020人	約27.0%
総人口	57,446人	55,637人	

出典：四條畷市統計書

(2) 障がい者手帳等登録数の推移

平成15年度から比較すると、令和元年度での各手帳登録数は増加しており、身体障がい者手帳登録数は約1.5倍、療育（知的障がい者）手帳登録数は約2.2倍、精神障がい者保健福祉手帳は約3.1倍となっています。

表 2.2 障がい者手帳等登録数の推移

項目	平成15年度	令和元年度	増加率
身体障がい者手帳登録数	1,621人	2,416人	約1.5倍
療育（知的障がい者）手帳登録数	273人	613人	約2.2倍
精神障がい者保健福祉手帳登録数	161人	503人	約3.1倍

出典：主要な施策の実績報告書

(3) 公共交通機関の利用状況

市内には JR 忍ヶ丘駅、市外ではあるが隣接している JR 四条畷駅が立地しており、どちらも本市の主要な鉄道駅となっております。

鉄道駅の1日あたりの平均乗降者数は JR 忍ヶ丘駅で1.7万人、JR 四条畷駅で3.7万人となっており、どちらの駅も国の基本方針に示される重点整備地区の要件である、1日あたりの平均的な利用者数3千人を大きく上回っています。

平成15年度と平成30年度を比較した、1日あたりの平均乗降者数については両駅とも増加傾向にあり、鉄道駅の重要性が分かります。

表 2.3 市内鉄道駅及び隣接駅の日平均乗降者数及び増加率

駅名	平成15年度	平成30年度	増加率
JR 忍ヶ丘駅	16,022人	17,218人	約1.07倍
JR 四条畷駅	37,026人	37,498人	約1.01倍

出典：大阪府統計年鑑

2. これまでの取組

旧基本構想では重点整備地区を定め、JR 忍ヶ丘駅及びその周辺道路などのバリアフリー整備を進めてきました。JR 忍ヶ丘駅や JR 四条畷駅、並びに周辺道路などにおけるこれまでの主なバリアフリー整備の取組を整理します。

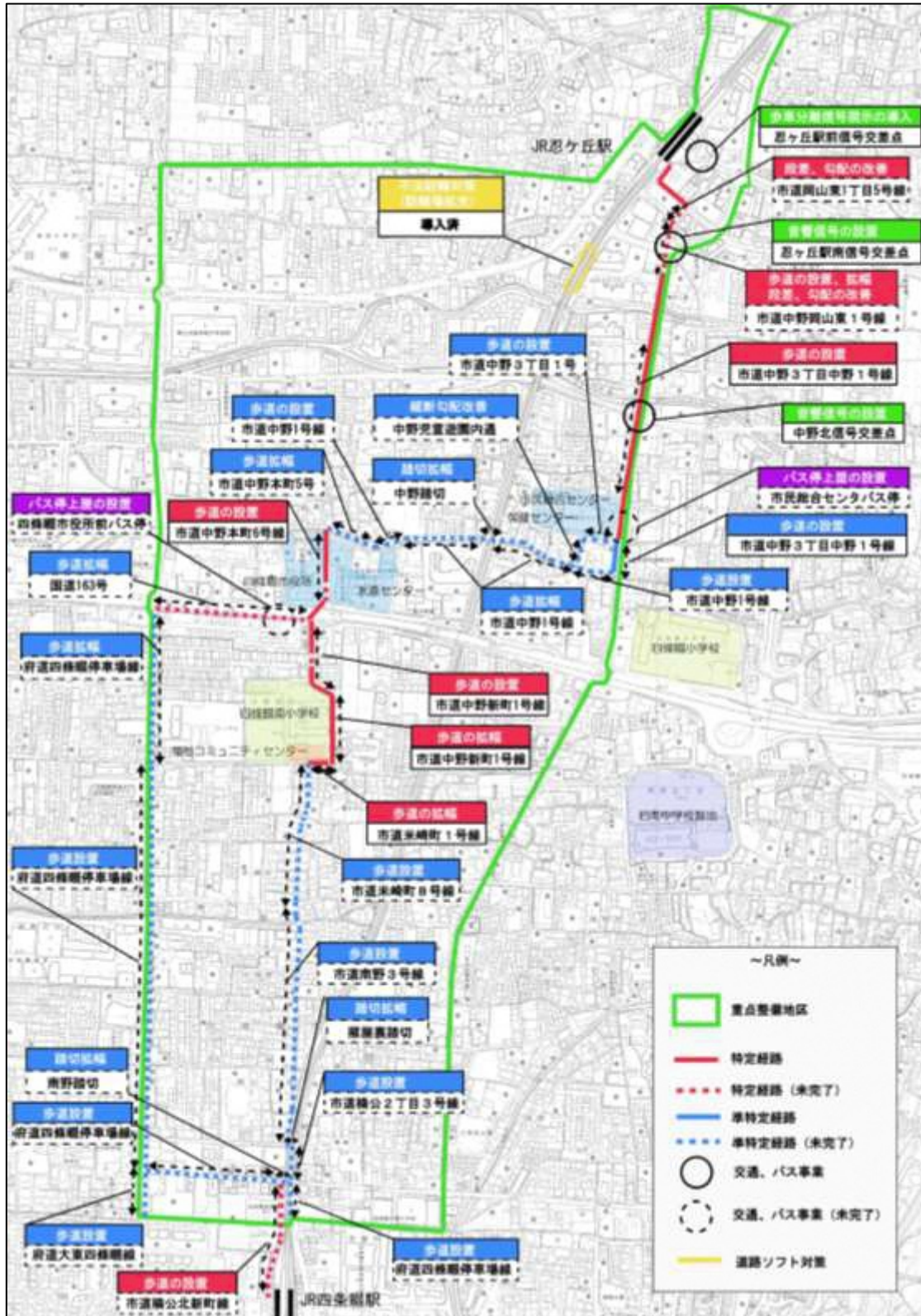


図 2.1 重点整備地区及び整備状況

(1) 鉄道

JR 忍ヶ丘駅では、交通バリアフリー法に基づき、エレベーターの設置やバリアフリートイレの設置等の整備が実施されました。

【主な取組】

- ・エレベーターの設置
- ・バリアフリートイレの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設



図 2.2 鉄道駅（JR 忍ヶ丘駅）の構内図

(2) バス

路線バス等では、バリアフリーに配慮した低床バス車両の導入やサポートマナー等接遇のための職員研修が実施されました。

【主な取組】

- ・ 低床バス車両の導入
- ・ 案内設備の整備や改善
- ・ 接遇研修の実施

【令和2年 現在】



低床バスの導入

【令和2年 現在】



接遇研修の実施

(3) 道路

旧基本構想で定めた特定経路等の一部のバリアフリー化整備を実施しました。

【主な取組】

- ・ 歩道の設置及び拡幅
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

【平成15年 当時】



市道中野3丁目中野1号線（旧府道枚方富田林泉佐野線）

【令和2年 現在】



市道中野3丁目中野1号線（旧府道枚方富田林泉佐野線）

【平成15年 当時】



市道中野新町1号線

【令和2年 現在】



市道中野新町1号線

(4) 交通安全施設（信号機等）

高齢者、障がい者等の移動円滑化に係る信号機などの整備がされました。

【主な取組】

- ・音響信号（視覚障害者用付加装置）の整備
- ・歩車分離式信号の整備
- ・違法駐車取締強化

【令和2年 現在】



音響信号の設置

【令和2年 現在】



音響信号の設置

第3章 高齢者、障がい者などの意見

1. ヒアリング調査等の実施

基本構想作成には、高齢者、障がい者等の意見が反映されるよう努めることが重要であり、特に高齢者、障がい者等の利用施設や移動手段などに対するニーズなどを把握し、バリアフリー化における現状の問題点を整理することが必要です。本市では、基本構想の改訂に際して、ヒアリング調査を実施し、高齢者、障がい者等の利用施設や移動手段などに対するニーズなどを把握しました。なお、ヒアリング対応できなかった方に対しては同内容のアンケート調査を実施しました。

(1) ヒアリング調査等の概要

表 3.1 ヒアリング調査概要

実施日	令和2年9月14日から9月25日まで
ヒアリング調査対象	肢体障がい者：2名 視覚障がい者：1名（介助者1名同席） 聴覚障がい者：1名 知的障がい者：3名 高齢者：19名
アンケート回答数	子育て中の保護者：108名 精神障がい者：23名 肢体障がい者：3名

表 3.2 ヒアリング項目概要

外出について	・外出の頻度について ・普段利用する移動手段について
鉄道について	・駅舎の利用時に困ると感じる事 ・電車（車両）利用時に困ると感じる事
バスについて	・普段よく利用するバス停留所について ・バス利用時に困ると感じる事
施設について	・よく利用する施設について ・施設の利用時に困ると感じる事
道路について	・よく利用する施設へ行く際の道路について ・道路に利用時に困ると感じる事や箇所について
心のバリアフリーについて	・心のバリアフリーにおいて感じる事（声掛けやマナーについて）
その他	・バリアフリーに関する問題点や意見

(2) ヒアリング結果の概要

ヒアリング等によって高齢者・障がい者等から得た主な意見を整理しました。

表 3.3 ヒアリング結果概要

<p>バリアフリー化が進んだと感じられているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス、施設、道路、信号機等について、バリアフリー化が進んだと感じている人の割合は、いずれも、バリアフリー化が進んでいないと感じている人の割合より低くなっている。
<p>鉄道に関する主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの場所への案内が分かりにくい。 ・券売機や路線図、時刻表等の設置個所が高く見にくい。 ・エレベーターのマナーが悪い。 ・優先座席の利用マナーが悪い。
<p>バスに関する主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時刻表の設置個所が高く見にくい。 ・行き先などの運行情報が分かりにくい。 ・バス停にベンチがない。 ・ベビーカーでは利用しにくい。
<p>施設に関する主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでは利用できない施設がある。 ・視覚障害者誘導用ブロックがない、不完全な場所がある。 ・トイレ内に荷物置きが欲しい。 ・トイレの場所が分かりにくい。
<p>道路に関する主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い。 ・歩道の横断勾配がきつい。 ・歩道がない。 ・道路上に通行の支障物がある。 ・歩道がなく、車両、自転車、歩行者が混在して危険。 ・横断歩道において車両が止まらず通過する。 ・音響信号がなく、青信号時間が短い。
<p>心のバリアフリー・その他の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活での声掛けの実施は望ましい。 ・小学校等でのバリアフリーに関する教育活動が重要。 ・車いす使用者駐車場やバリアフリースイートイレなどの施設のマナー向上が必要。 ・バリアフリー体験会等のイベントの実施があれば参加したい。

2. 市民意識調査内でのバリアフリーに関する認識

本市では、令和元年度に実施した、市政運営の基礎資料とする市民意識調査からバリアフリーに関するものを抽出しました。

バリアフリーに関する項目としては「バリアフリー化が進んでおり、誰にとっても暮らしやすい」について調査しています。結果では「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせた『肯定的な意見』が14.2%、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を合わせた『否定的な意見』は39.9%となっており、引き続き課題があることが示されています。

問48 バリアフリー化が進んでおり、誰にとっても暮らしやすい (SA)

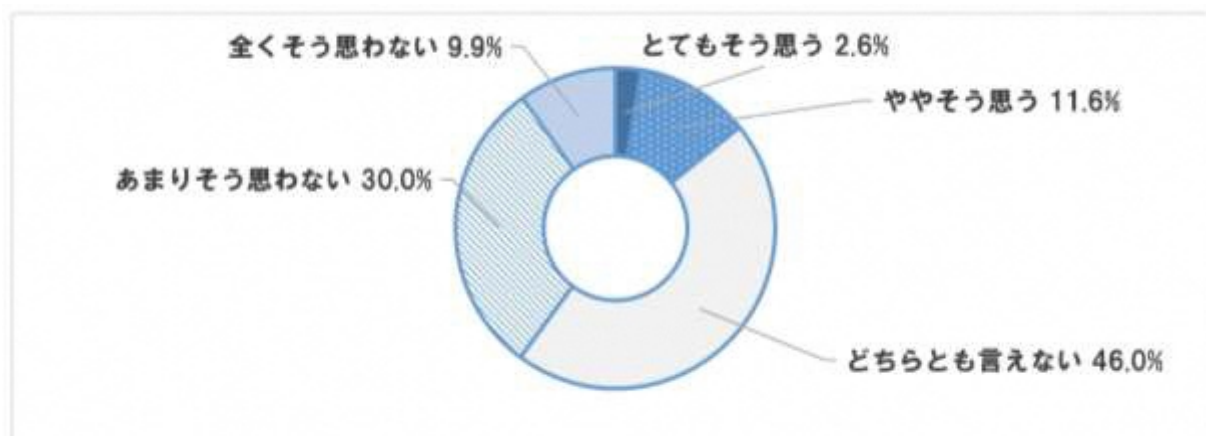


図 3.1 令和元年度市民意識調査結果

出典：令和元年度市民意識調査

第4章 四條畷市バリアフリー基本理念と基本方針

1. バリアフリー化の基本理念

本市では、すべての人が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく「当たり前の生活」を送り、自然の恵みの中で安心安全に住み続けられる環境づくりの実現をめざして、移動円滑化に係るバリアフリー化の基本理念を以下のように設定します。

誰もが しぜんに 暮らし 活動できるまち 四條畷

2. バリアフリー化の基本方針

バリアフリー化の基本目標の実現に向けて、移動等円滑化に係るバリアフリー化の基本方針を以下のように定めます。

<安心・安全に暮らせるまちづくりの推進>

移動円滑化に係るバリアフリー化の促進により、高齢者、障がい者をはじめ、妊産婦や乳幼児連れ等誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりをめざしていきます。

<重点的・効果的なバリアフリー化の推進>

効果的に事業を推進するため、特に重要と考えられる地区を重点整備地区として設定し、優先的に進めると共に、関連する各事業者と連携しながら、効果的なバリアフリー化を図ります。また重点整備地区以外においても、道路や各施設等の新設、改修を行う際には、基本構想の考え方に基づいた整備を行い、地域の活性化に資するバリアフリー化に努めます。

<心のバリアフリーの推進>

ハード・ソフトの取組の充実に加えて、市民一人ひとりが、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を求め、自然に支えあうことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

<継続的に取組むバリアフリー>

効率的なバリアフリー化の実現に市民・行政・施設設置管理者等が協働し、一体となって取り組み、事業の計画、実施、評価の各段階での内容を確認しながら継続的なバリアフリー化を推進します。

1. 生活関連施設について

(1) 生活関連施設の要件

生活関連施設は、バリアフリー法第2条第1項第23号イにより、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を対象としています。

また、バリアフリー法第2条第19号により、移動円滑化が特に必要な建築物として、特別特定建築物を政令で定めています。

生活関連施設は、施設の利用状況など地域の実情を踏まえ、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、基本構想を作成する市町村が定めるものとされています。

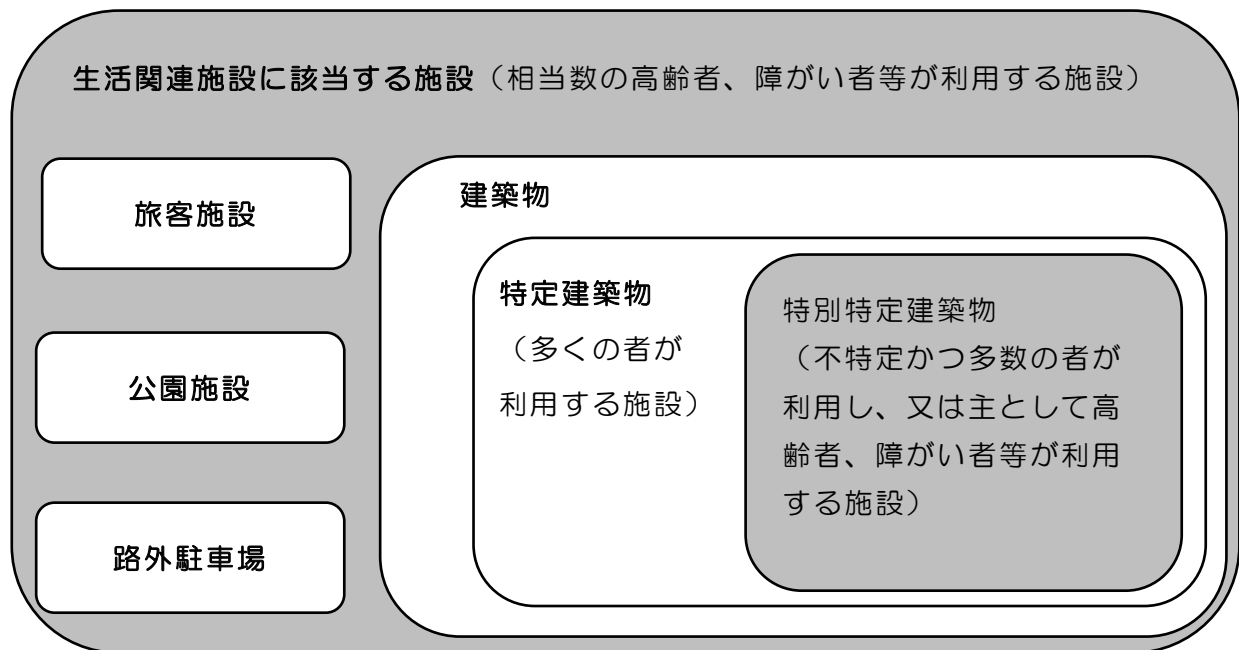


図5.1 生活関連施設の範囲

※政令では建築物においては特別特定建築物のうち、新築等の際に、2,000㎡以上（公衆便所においては50㎡以上）のものが移動円滑化基準の適合義務の対象になります。また、本市においては、大阪府が定める大阪府福祉のまちづくり条例により、適合義務となる特別特定建築物の範囲が拡大されております。

(2) 政令で定める特定建築物と特別特定建築物

特別特定建築物（令5条）		特定建築物（令4条）	
1	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校	1	学校
2	病院又は診療所	2	病院又は診療所
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4	集会場又は公会堂	4	集会場又は公会堂
5	展示場	5	展示場
6	百貨店、マーケットその他の物品販売等を営む店舗	6	卸売場又は百貨店、マーケットその他の物品販売等を営む店舗
7	ホテル又は旅館	7	ホテル又は旅館
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	8	事務所
		9	共同住宅、寄宿舎又は下宿
9	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
10	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
11	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場	12	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
12	博物館、美術館又は図書館	13	博物館、美術館又は図書館
13	公衆浴場	14	公衆浴場
14	飲食店	15	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
15	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
		17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
17	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	18	工場
		19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
18	公衆便所	20	自動車の停留又は駐車のための施設
19	公共用歩廊	21	公衆便所
		22	公共用歩廊

（３）生活関連施設の選定の考え方

本基本構想では、生活関連施設の要件となる高齢者、障がい者等が日常生活又は、社会生活において利用する施設で、ＪＲ忍ヶ丘駅やＪＲ四条畷駅を最寄りとして立地している施設のうち、次のような考えに基づき生活関連施設を選定します。

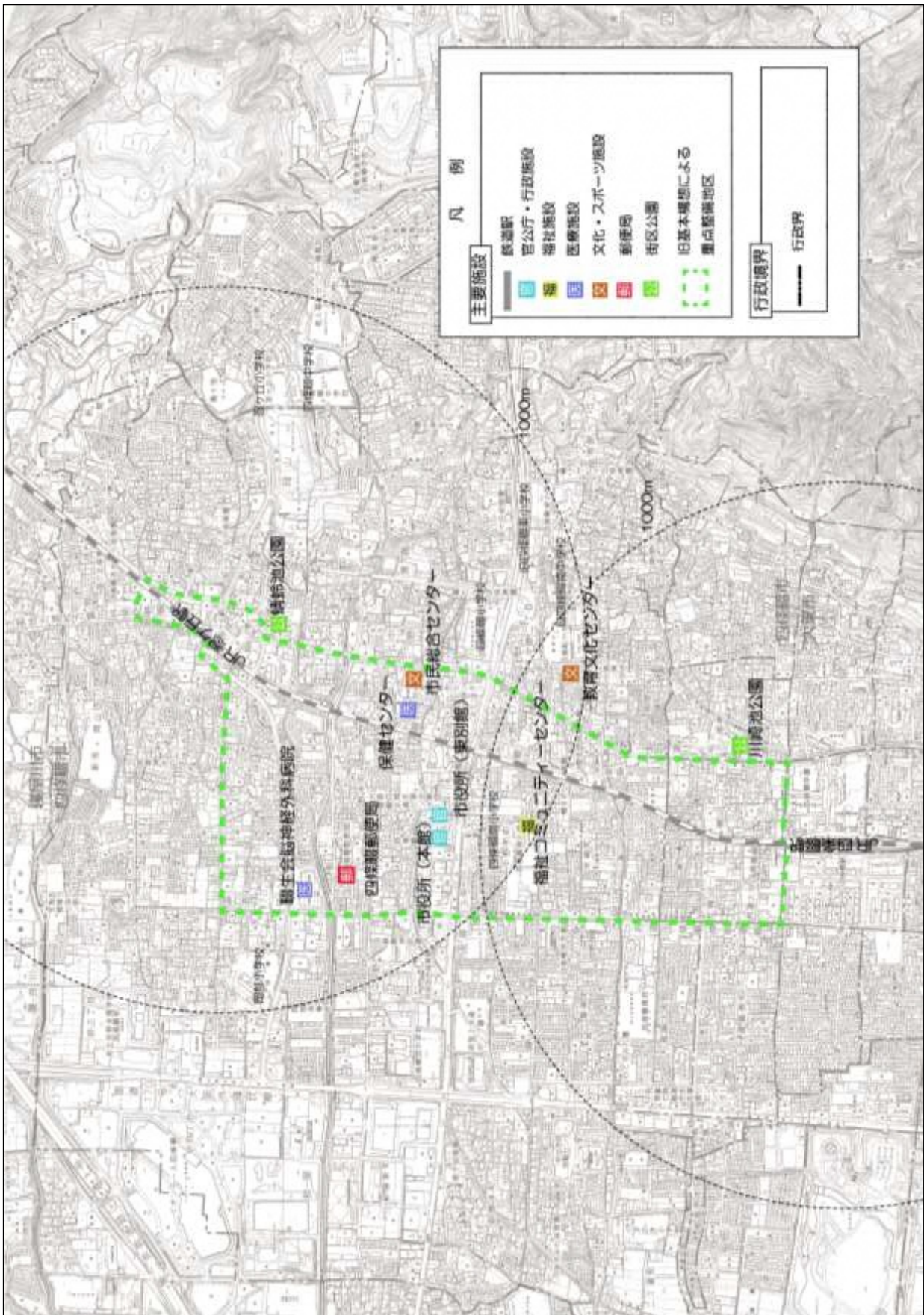
＜立地的要件＞

- ・相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる施設
- ・ＪＲ忍ヶ丘駅、ＪＲ四条畷駅の各駅を中心とした徒歩圏（駅から概ね 1,000m）に立地する主要な施設

＜選定の考え方＞

- ・１日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市の主要な施設
- ・公共建築物を中心とした福祉・医療・文化教養施設
- ・公共施設である都市公園、及び路外駐車場
- ・民間施設については、施設間移動が想定される床面積2,000㎡以上の病院、集配機能のある郵便局

主要な施設の分布図



(4) 生活関連施設の設定

本基本構想の生活関連施設は、選定の考え方をもとにJR忍ヶ丘駅及びJR四条畷駅を最寄りとして想定される範囲内の以下の施設とします。

表 5.1 生活関連施設一覧

区分		生活関連施設
旅客施設	利用者数3,000人/日以上である旅客施設	JR忍ヶ丘駅 JR四条畷駅（大東市域内鉄道駅）
官公庁施設	行政サービスの窓口機能有する市の主要な施設	四条畷市役所（本庁） 四条畷市役所（東別館）
医療・福祉施設	公共建築物 床面積2,000㎡以上の病院	保健センター 福祉コミュニティーセンター 畷生会脳神経外科病院
文化・教養施設	公共建築物	市民総合センター 教育文化センター
公園	公共施設である都市公園	蜻蛉池公園 川崎池公園
路外駐車場	公共施設である路外駐車場	なし
その他の生活施設	集配機能のある郵便局	四条畷郵便局

(5) 生活関連施設における移動円滑化の必要性

設定された生活関連施設のうち、民間施設に関するバリアフリー化は進んでいることが確認できましたが、それらと連携する官公庁施設や、公園等についてバリアフリー化が不十分な箇所が確認されました。重点区域内において、利用者が一つの施設のみを利用するのではなく、1日の中で複数施設を連続して利用することが想定されることから、施設利用の円滑化だけでなく、相互利用を意識した施設整備が必要です。

2. 生活関連経路について

(1) 生活関連経路の要件と選定の考え方

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」（バリアフリー法第2条第1項第23号イ）とされています。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動円滑化基準に適合しているか否か（既に移動円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけすることができます。

本基本構想では、重点整備地区内において、生活関連施設間を結び、バリアフリー化の取組の必要のある経路を、地形的制約や、当事者の意見及び旧基本構想の経路を踏まえて、次のような考えに基づき選定します。

<選定要件>

- ・原則、生活関連施設の相互間の経路
- ・旧基本構想の特定経路及び準特定経路に指定された経路をもとに選定
- ・生活関連経路のネットワーク（連続性）を構築するために必要な経路
- ・当事者や市民の意見、地形的制約などを考慮して選定

(2) 生活関連経路の選定

生活関連経路は、選定の考え方をもとに生活関連施設間を結ぶ以下の経路とします。

表 5.2 生活関連経路一覧

路線名等		管理者
1	市道岡山東1丁目1号線	JR 忍ヶ丘駅前広場内 四條畷市
2	市道岡山東1丁目9号線	岡山東1丁目1号線～ 岡山東1丁目5号線 四條畷市
3	市道岡山東1丁目5号線	岡山東1丁目9号線～ 中野岡山東1号線 四條畷市
4	市道中野岡山東1号線	岡山東1丁目5号線～ 中野3丁目中野1号線 四條畷市
5	市道中野3丁目中野1号線	中野岡山東1号線～ 国道163号 四條畷市
6	市道中野3丁目1号線	中野3丁目中野1号線～ 中野3丁目2号線 四條畷市
7	中野児童遊園内通路	中野3丁目1号線～ 中野1号線 四條畷市
8	市道中野1号線	中野3丁目1号線～ 中野踏切 四條畷市
9	中野踏切	JR 西日本 四條畷市
10	市道中野1号線	中野踏切～ 中野本町5号線 四條畷市
11	市道中野本町5号線	中野1号線～ 中野本町1号線 四條畷市
12	市道中野本町1号線	中野1号線～ 国道163号 四條畷市
13	市道忍ヶ丘砂線	JR 忍ヶ丘駅前広場～ 国道旧170号 四條畷市
14	国道旧170号	忍ヶ丘砂線～ 部屋清滝線 大阪府
15	市道部屋清滝線	国道旧170号～ 四條畷郵便局前 四條畷市
16	国道163号	中野本町1号線～ 中野新町1号線 国土交通省

17	国道163号	中野新町1号線～ 府道四條畷停車場線	国土交通省
18	市道中野新町1号線	国道163号～ 米崎町1号線	四條畷市
19	市道米崎町1号線	中野新町1号線～ 米崎町8号線	四條畷市
20	市道米崎町8号線	米崎町1号線～ 南野1号線	四條畷市
21	市道南野3号線	南野1号線～ 南野11号線	四條畷市
22	雁屋裏踏切		JR西日本 四條畷市
23	市道楠公2丁目3号線	南野11号線～ 府道大東四條畷線	四條畷市
24	南野踏切		JR西日本 大阪府
25	府道大東四條畷線	南野踏切～ 国道旧170号	大阪府
26	府道四條畷停車場線	府道大東四條畷線～ 大東市域境界	大阪府
27	市道楠公北新町線	府道大東四條畷線～ 市道路線終点	四條畷市
28	府道大東四條畷線	南野踏切～ 府道四條畷停車場線	大阪府
29	府道四條畷停車場線	国道163号～ 大東市域境界	大阪府
30	国道163号	中野3丁目1号線～ 国道旧170号	国土交通省
31	国道旧170号	国道163号～ 府道大東四條畷線	大阪府
32	市道中野2丁目7号線	国道旧170号～ 南野5丁目6号線	四條畷市
33	市道南野5丁目6号線	中野2丁目7号線～ 南野1号線	四條畷市
34	市道南野1号線	南野5丁目6号線～ 国道旧170号	四條畷市

(3) 生活関連経路における移動円滑化の必要性

重点区域内において、生活関連施設同士を結ぶ生活関連経路の中には、円滑な移動が難しい箇所が含まれているものもあります。それらの箇所について、施設利用者の傾向や特性を踏まえつつ、それぞれの箇所に見合った移動円滑化対策の実施が必要となります。

3. 重点整備地区について

(1) 重点整備地区の要件

移動円滑化に係るバリアフリー事業を重点的かつ一体的に進める地区を重点整備地区として定めます。重点整備地区については、バリアフリー法第2条第21号に定めるほか、国の基本方針においても設定要件等が示されています。

表 5.3 重点整備地区の設定要件

①配置要件	<p>生活関連経路の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。(法第2条第21号イ、同第20の2号イ)</p> <p>【国の基本方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 地区全体の面積がおおむね400ha(約2km四方の範囲)未満 生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること 当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること
②課題要件	<p>生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。(法第2条第21号ロ)</p> <p>【国の基本方針】</p> <p>当該地区における移動円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が必要であると認められる地区。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況 土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性 想定される事業の実施範囲、実現の可能性
③効果要件	<p>当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。(法第2条第21号ハ)</p> <p>【国の基本方針の概要】</p> <p>都市が有する様々な機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると認められる地区。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能 消費生活の場を提供する機能 勤労の場を提供する機能

引用(参考): 国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針」

(2) 重点整備地区の設定

旧基本構想では、「JR 忍ヶ丘駅・四条畷駅周辺地区」を中心として重点整備地区を設定し、バリアフリー事業に取り組んできました。改訂にあたっては旧基本構想で定めた重点整備地区を基本とし、生活関連施設の選定状況を鑑み重点整備地区を設定しました。

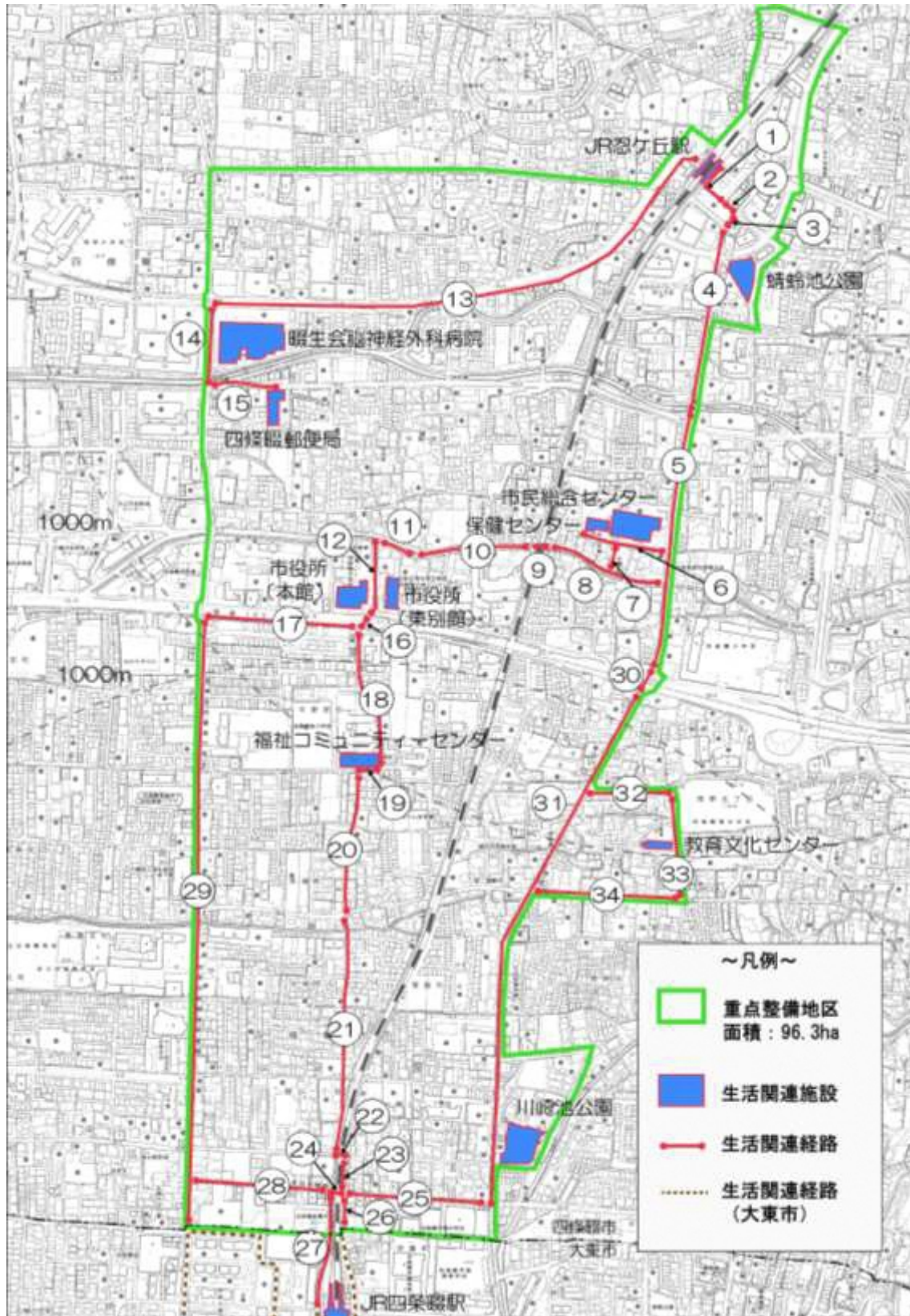


図 5.2 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区

第6章 重点整備地区内の課題

1. タウンウォッチングの実施

重点整備地区内の新たに生活関連施設になった施設及び生活関連経路（道路等）について、現状を把握するため、高齢者や障がい者等の方々とともにタウンウォッチング（まちあるき点検）を実施し、課題等を抽出しました。

（1）タウンウォッチングの概要

高齢者、障がい者等の意向を反映するとともに、施設や施設間のバリアフリー上の課題や整備要望を把握することを目的としたタウンウォッチングを実施しました。

表 6.1 参加者表

実施日	令和2年10月15日（木）		
参加者		人数	備考
調査員	車いす使用者	1名	介助者あり
	下肢障がい者	1名	歩行器使用
	視覚障がい者	1名	介助者あり
	聴覚障がい者	1名	
介助者	介助者	2名	(ボランティア)
	手話通訳者	1名	聴覚障がい者のサポート
ヒアリングスタッフ		4名	各対象者に1名（市職員）
事務局スタッフ		3名	市職員
協議会関係者等		2名	
実施日	令和2年10月16日（金）		
参加者		人数	備考
調査員	高齢者	3名	
	子育て中の保護者	1名	ベビーカーあり
ヒアリングスタッフ		4名	各対象者に1名（市職員）
事務局スタッフ		3名	市職員



(2) タウンウォッチングルート

生活関連施設間を結ぶ経路を設定し、その経路における問題点等の点検を行いました。

設定ルート 教育文化センター→市民総合センター

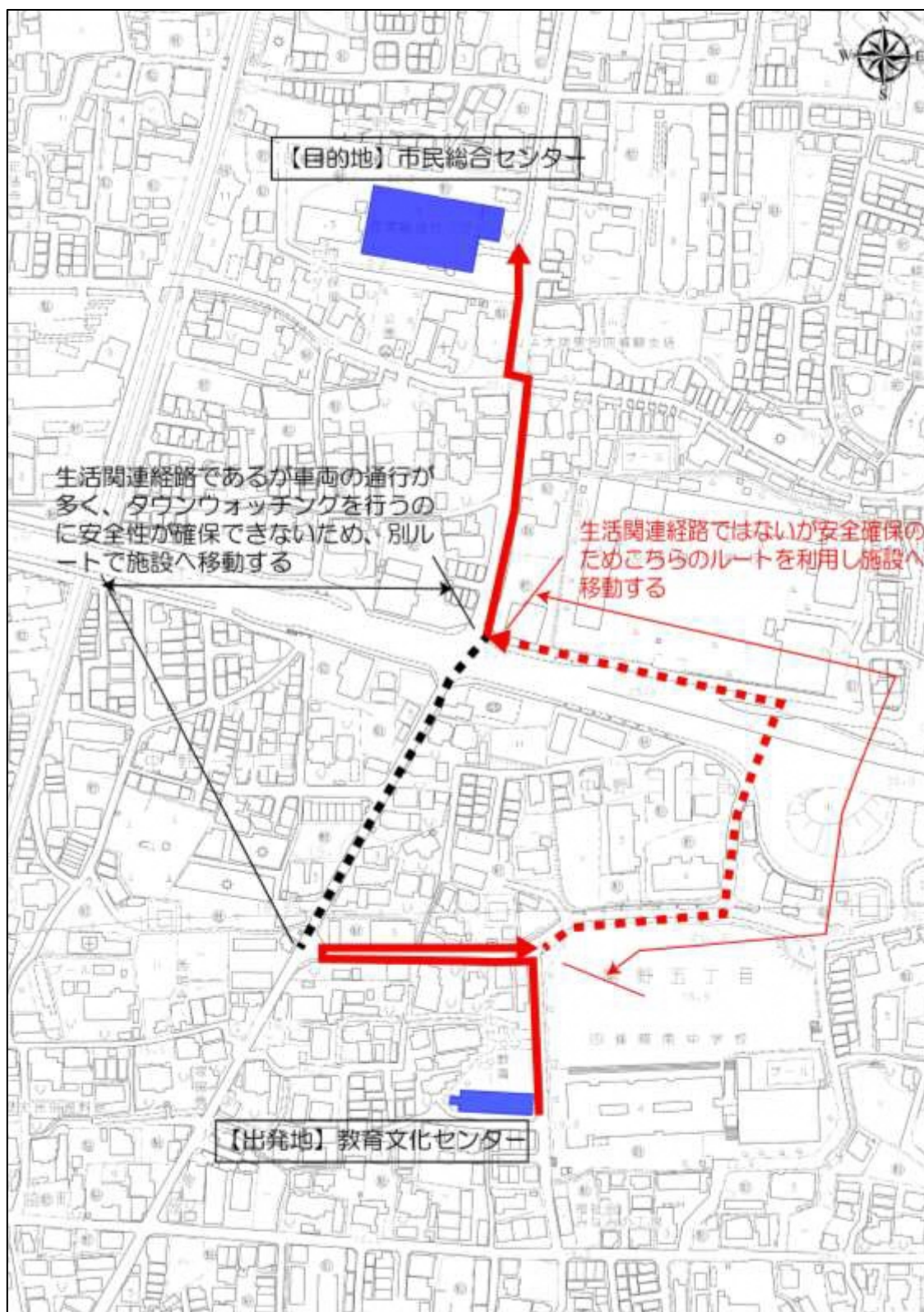


図 6.1 タウンウォッチングルート

(3) タウンウォッチングの結果

タウンウォッチングを実施し、課題や要望等を整理しました。





①教育文化センター





	現場状況等	指摘事項
1		<p>【正面玄関】</p> <p>玄関正面にスロープを設置しているが、駐車場から施設への最短ルートには設置されていない。一度道路へ出ることになるため危険。</p>
2		<p>【入口通路】</p> <p>通路に自転車がが多く停められており、狭くなっている。</p>
3		<p>【バリアフリースイレ】</p> <p>扉が手を離すと閉まってしまう仕様のため、手で押さえながら車いすで入らなければならず、利用しにくい。場所がわかりにくい。</p> <p>非常用ボタンがない。</p> <p>手すりが両側にあった方が良い。</p> <p>物が置ける台が欲しい。</p>
4		<p>【一般用トイレ】</p> <p>出入口に段差が複数あるので怖い。スリッパへの履き替えが大変。</p>

5		<p>【施設内通路】</p> <p>通路に看板や物が置かれているので、通路が狭くなっている。</p>
6		<p>【階段】</p> <p>エレベーターがなく、2階の教室が利用できない。</p> <p>階段が全て同じ色で塗られており、段差が分かりにくい。</p>

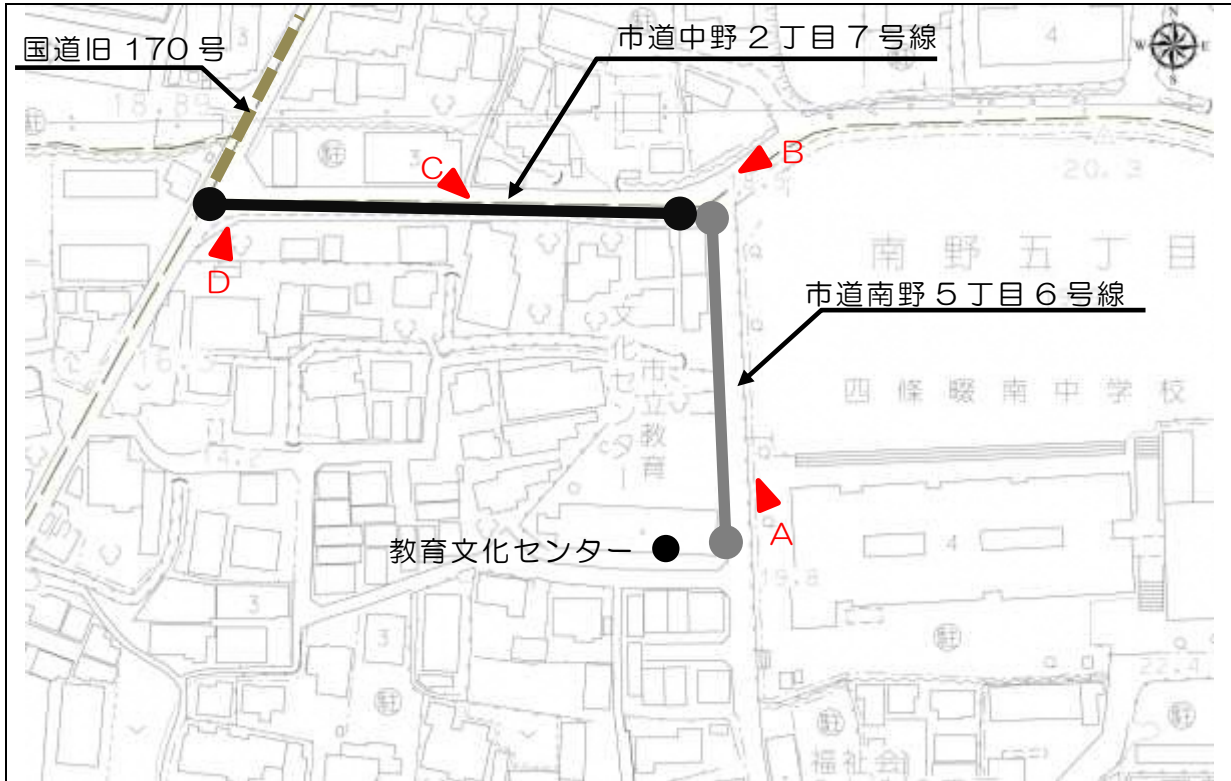
②市民総合センター

	現場状況等	指摘事項
1		<p>【屋外スロープ】</p> <p>スロープの開口部が狭く、下って通るときは角にぶつかりそうになる。</p>
2		<p>【屋外階段】</p> <p>敷地内へ降りる階段に手すりがあれば安全に上り下りできる。</p> <p>階段の色が一色で段差が分かりにくい。</p>

3		<p>【屋外溝蓋】</p> <p>階段を下りたところの溝が細い隙間の溝蓋の方がいい。</p>
4		<p>【屋外広場】</p> <p>樹木の根でコンクリートが浮き上がって段差ができている。</p>
5		<p>【施設入口】</p> <p>施設出入口に音声案内が欲しい。</p>
6		<p>【エレベーター】</p> <p>エレベーターのボタンに点字がない。 音声案内があった方がいい。</p>

7		<p>【誘導サイン】</p> <p>車いす利用者はトイレに時間がかかる場合が多いため、2階、3階にもトイレがあるとといった記載があった方がいい。</p> <p>点字ブロックがトイレまで設置されていない。</p>
8		<p>【案内板】</p> <p>案内板の文字が小さく見にくい。</p> <p>特にトイレの案内文字は差別化して大きくして欲しい。</p>
9		<p>【バリアフリースイール】</p> <p>バリアフリースイールには荷物を置ける台が欲しい。</p>
10		<p>【案内板】</p> <p>案内板の位置が高い。車いす利用者等の目線は全体的に低い。</p>

(道路)




■市道南野 5 丁目 6 号線


現場状況等		指摘事項
A		側溝に蓋がないため、車両などを避ける際に危険である。

■市道中野 2 丁目 7 号線

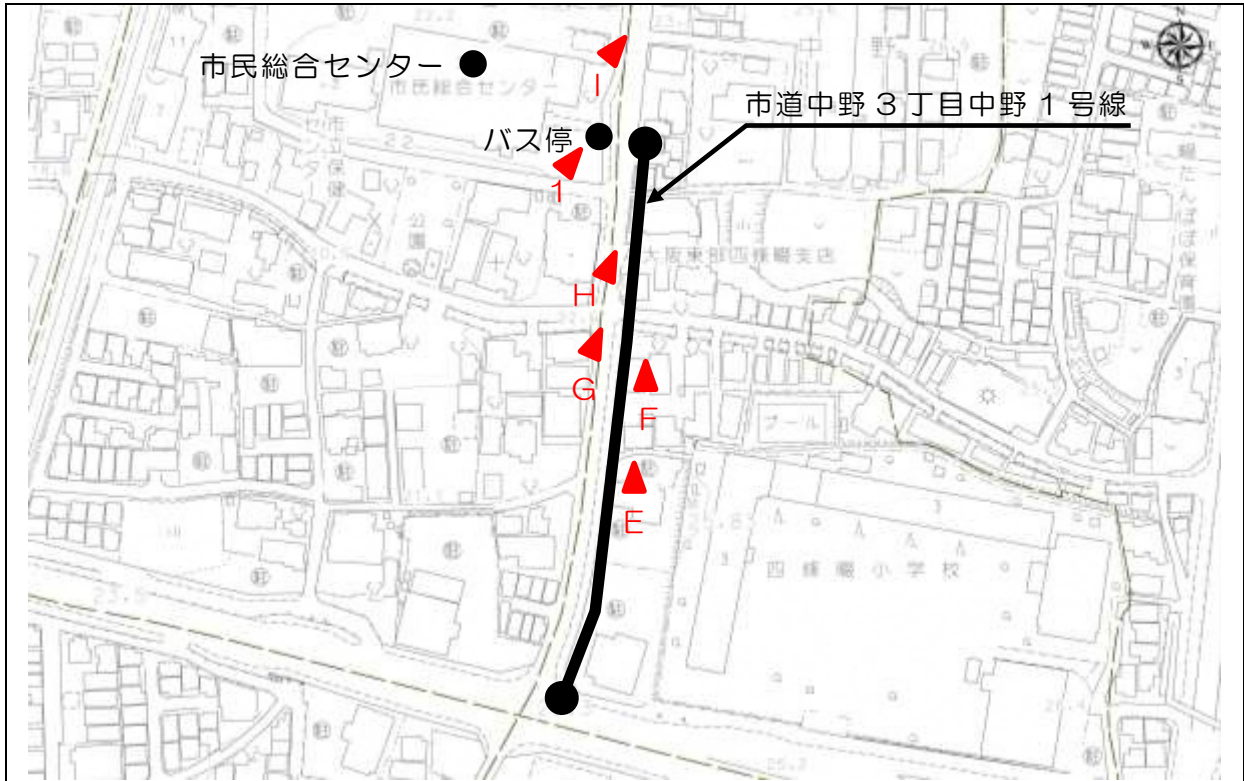
現場状況等		指摘事項
B		歩道との段差があり、少し勾配もあるため上がりづらい。

C		<p>路線的に歩道が狭く、横断勾配がきつい箇所、段差が多く存在している。</p> <p>歩道を通行する方が危険なため、車道に出ることもある。</p>
---	---	--

■国道旧 170 号

	現場状況等	指摘事項
D		<p>国道旧 170 号が狭く、バスも通るので歩行困難。</p> <p>※安全性確保のため通行はせず、交差点からの点検とした。</p>

(道路)




■市道中野 3 丁目中野 1 号線

現場状況等		指摘事項
E		歩道はきれいに整備されているが、国道163号まで点字ブロックが敷設されていない。
F		横断歩道がなく、交通量が多いため危険。 また、歩道が反対側へ移るため、さらに横断歩道を渡らなければならない。 信号がなく怖い。

G		<p>横断歩道を渡ってすぐ標識があり通行の支障となっている。</p>
H		<p>歩道が狭くなる部分があり、夜間など壁にぶつかる可能性があるので危険。</p>
I		<p>電柱が施設の出入口に建っており、施設からの車両と歩行者等の死角を作っている。また、歩道上の支障物ともなっている。出入口に黄色のパトライトが欲しい。</p>

(バス停)

	現場状況等	指摘事項
1		<p>バス停の時刻表や路線図の文字が小さくが見にくい。路線バスの時刻表で料金が分かれば乗りやすい。</p> <p>車いす利用者等は目線がどうしても地面向くので、時刻表の位置が高すぎる。横断防止策くらいの高さが見やすい。</p>

2. 重点整備地区における課題

これまでのヒアリング調査やタウンウォッチングの結果を踏まえ、重点整備地区内の主な課題を整理しました。

駅舎・施設のバリアフリーについて

駅舎・施設の利用にあたっては、トイレに関する意見が多くあり、バリアフリートイレの整備やその位置を分かりやすくするなどの要望があがっています。車いす利用者等の目線が、健常者に比べると比較的低く、案内板の設置位置にも課題があることが分かります。施設によってはエレベーターが設置されておらず、利用したい施設が利用できないといった意見もあり、これらの検討も課題となっています。

連続性を持ったバリアフリー整備について

よく利用する道路や公共施設間を結ぶ道路においては、歩道が整備されていない箇所や歩道が整備されていても十分な幅員がない、横断勾配がきついなど、十分な歩行空間が確保されていない場合があり、連続性を持った歩行者の安全確保に関する課題を解消する必要があります。

心のバリアフリーについて

車いす利用者駐車場やバリアフリートイレなどの利用時のマナー違反により、身体上の制限を受ける高齢者、障がい者等がバリアフリー化された施設を利用できないといった意見が多く、市民一人ひとりが助け合いの心を持つ環境づくり、バリアフリーに関する情報発信や教育活動が求められ、ハード面だけではなく、ソフト面としての取り組みである「心のバリアフリー」を促進する必要があります。

1. 心のバリアフリーの推進

施設や設備などの物理的なバリアフリー化が進んでも、利用者や使い方によっては、それらが有効に活かされず、十分なバリアフリー化が実現しているとは言えません。また、物理的なバリアがあり、困っている人がいる時、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心でその人の移動などが可能あるいは容易になることがあります。

このようなことから、バリアフリー化についての理解を深め、高齢者・障がい者をはじめとした周囲の人に対する思いやりの心で行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

(1) バリアフリー化された施設における利用者マナーの改善

建築物、公園、路外駐車場、駅前広場などに整備されている車いす使用者用駐車施設では、健常者が利用していることで、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障がい者等が利用できない場合があります。

このように、バリアフリー化された施設の機能を十分に発揮させるためには、利用者のマナー向上が重要であるため、バリアフリー化された施設においては、施設や設備の対象者などを周知徹底し、利用者マナーの改善を図ります。



図 7.1 車いす駐車場等の適正利用

出典：広い駐車スペースを必要としている方がいます（国土交通省）

(2) 高齢者や障がい者、妊産婦、認知症の方等が安心できる環境づくり

公共交通機関、建築物、道路などにおいて、高齢者や障がい者、妊産婦、認知症の方等が受ける移動や利用の制約は異なるため、お互いに理解し施設の利用を手助けするなど、積極的な協力が求められています。

例えば、トイレの利用においては、一般トイレを利用できる人が多機能トイレを利用することで、バリアフリートイレの様々な設備や機能を真に必要とする人が必要なときに利用できない場合があります。このように、施設の移動や利用においては、高齢者や障がい者、妊産婦、認知症の方についての理解を深め、支え合うことが重要であるため、ポスターやチラシによる啓発などに取り組み、高齢者や障がい者、妊産婦、認知症の方が安心して外出できる環境づくりを推進します。

また、認知症に対する正しい知識をもち、認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けをする「認知症サポーター」育成を推進します。

図 7.2 バリアフリートイレの使用について

出典：トイレの利用マナー啓発キャンペーン（国土交通省）

(3) ヘルプマーク、マタニティマークなどの普及

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせることにより、援助が得られやすくなるマークです。また、マタニティマークとは、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保をめざし作られたマークで、妊産婦が交通機関などを利用するときに身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。これらのマークを付けている人には、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動が求められるためマークの普及啓発を図ります。



図 7.3 マタニティマーク

<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>車椅子使用者に限らず、障害のある全ての人から利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。</p>	<p>視覚障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚に障害のある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる盲導犬用付番号機など、視覚に障害のある人が利用する機器等に表示されています。</p>
<p>ベビーカーマーク</p> <p>ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに表示され、安全な使用方法を守ったうえでベビーカーを折りたたみずにご利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所・設備をあらわしています。</p>	<p>目マーク</p> <p>聴覚に障害のある人のための国内で使用されているマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。</p>
<p>ほしよ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の既発のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。</p>	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>身体の内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいので、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>
<p>オストメイトマーク</p> <p>オストメイト(人工ごうもん、人工ぼうこうをつけた人)を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。</p>	<p>ヘルプマーク</p> <p>外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように東京都福祉保健局が作成したマークです。</p>
<p>運転者車両標識</p> <p>障害のある人や、70歳以上の高齢者が車を運転するときに車に表示するマークです。</p> <p>●身体障害者標識 ●聴覚障害者標識 ●高齢運転者標識</p>	

図 7.4 バリアフリーに関するサイン・シンボルマーク

参考：こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省）

(4) 放置自転車対策

放置自転車は、視覚障がい者や車いす使用者をはじめ多くの通行者の妨げとなります。本市では JR 忍ヶ丘駅周辺を自転車の放置禁止区域に指定しており、区域内に放置された自転車は保管場に移動し、通行環境を保全しています。今後も、この取組を継続するとともに、市と施設設置管理者等が協力し、放置自転車防止の啓発活動に取り組みます。



図 7.5 自転車等放置禁止区域

(5) バリアフリー教室の開催

学校教育の場で障がいのある人たちと関わることで、自分とは異なる条件を持つ人たちとコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを共感する力を養えるよう、バリアフリー教室を開催します。



図 7.6 バリアフリー教室の参考資料

出典：「バリアフリー教室」のすすめ

子どもと学ぶバリアフリー

(国土交通省)

1. 特定事業について

バリアフリー法においては、「移動円滑化のために実施すべき特定事業、その他の事業に関する基本的な事項」を基本構想に定めるものとされています。

既設の建築物や道路はバリアフリー化に義務を持つものではありませんが、基本構想に「特定事業」として定めた場合、その特定事業を実施すべき施設設置管理者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務付けられます。

特定事業等については、旧基本構想をもとに出来る限り高齢者、障がい者等を含む市民のニーズを反映した計画とし、その整備目標時期を設定しました。

特定事業実施にあたっては、基本構想に即して特定事業計画書を作成します。特定事業計画書の中では、事業の進め方や具体的な時期や目標、配慮すべき事項などを記載し、事業内容をできるかぎり明確に記載するものとします。

(1) 特定事業とは

<公共交通特定事業>

特定旅客施設において実施する事業で、高齢者、障がい者等の移動や利用に適した段差解消、トイレ等の整備のほか、鉄道、バス等の車両の整備に関する事業。

<建築物特定事業>

不特定多数の人が利用する建築物（特定特別建築物）において実施する事業で、高齢者、障がい者等の移動や利用に適したエレベーター、トイレ等に関する事業。

<都市公園特定事業>

都市公園において実施する事業で、高齢者、障がい者等の移動や利用に適した駐車場施設や段差解消のためのスロープ等の設置に関する事業。

<路外駐車場特定事業>

特定路外駐車場において実施する事業で、高齢者、障がい者等の移動や利用に適した駐車施設や段差解消のためのスロープ等の設置に関する事業。

<道路特定事業>

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善などのほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業。

<交通安全特定事業>

交通安全に関する事業で、高齢者等感應式信号機（青延長用押ボタン付信号機）や音響式信号機（視覚障害者用付加装置付信号機）、道路標識や横断歩道等の道路標示などの設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締の強化や広報及び啓発活動に関する事業。

<教育啓発特定事業>

移動円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業及び移動円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動円滑化の実施に関するこれら者の協力の確保ため必要な啓発活動の実施に関する事業。

【整備時期の区分】

短期	おおむね5年以内
中期	おおむね10年以内
長期	おおむね10年以降
継続	今後、継続して取り組む事業

2. 実施すべき特定事業等

本項目においては高齢者、障がい者等が参加したタウンウォッチングやヒアリング、現地調査で得られた意見を踏まえて、事業者と協議のうえ、実施すべき特定事業やその他の事業を以下のとおり設定します。

【整備項目の区分】

◆（黒ひし形）	： 特定事業（移動円滑化基準等に係る事業）
◇（白ひし形）	： 特定事業以外の事業（その他の事業）

2. 1 公共交通特定事業

（1）整備方針

公共交通特定事業では、これまでも駅舎改修や低床バスの導入などを実施してきましたが、利用者の意見やニーズを取り入れつつ、利便性の向上を推進していきます。また、バリアフリー化整備が実施済であるものについては引き続きその維持管理等に努めていきます。

（2）整備メニュー及び取組

【鉄道事業】

JR 忍ヶ丘駅		目標時期			事業者：JR 西日本
具体項目		短期	中期	長期	備考
◇	誘導サインの改良	○			バリアフリースイッチ等

【バス事業】


具体項目	目標時期			事業者：四條畷市 近鉄バス 京阪バス
	短期	中期	長期	備考
◇ バス停の時刻表の改良の検討	○			
◇ コミュニケーション支援ボード導入の検討	○			


2. 2 建築物特定事業


(1) 整備方針


建築物特定事業では、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「建築物移動等円滑化基準」への適合に努めるとともに、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいた建築物のバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化整備が実施済であるものについては引き続きその維持管理等に努めて行きます。


(2) 整備事業メニュー


1. 市民総合センター	用途：文化・教養施設	所在地：中野三丁目 388-6			
施設写真	整備内容	目標時期			事業者：四條畷市
		短期	中期	長期	備考
	◇ 誘導サインの改良	○			文字の大きさ、設置場所など
	◇ 溝蓋の改良	○			
	◇ エレベーターボタンへ点字の設置	○			
	◆ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		トイレへの動線
	◇ 手すりの設置		○		屋外階段
	◇ 段鼻への適切な着色	○			屋外階段
	◇ バリアフリースイートイレへ荷物台を設置			○	

2. 保健センター	用途：医療・福祉施設	所在地：中野三丁目 387-2			
施設写真	整備内容	目標時期			事業者：四條畷市
		短期	中期	長期	備考
	◆ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		トイレへの動線
	◇ 誘導サインの設置	○			トイレ位置の明示
	◇ バリアフリートイレへ荷物台を設置			○	

3. 市役所（東別館）	用途：官公庁施設	所在地：中野本町 667			
施設写真	整備内容	目標時期			事業者：四條畷市
		短期	中期	長期	備考
	◆ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		エレベーター等への動線
	◇ バリアフリートイレへ荷物台を設置			○	

4. 市役所（本庁）	用途：官公庁施設	所在地：中野本町 653-1			
施設写真	整備内容	目標時期			事業者：四條畷市
		短期	中期	長期	備考
	◇ 誘導サインの設置	○			トイレ位置の明示
	◇ バリアフリートイレへ荷物台を設置			○	

5. 福祉コミュニティーセンター	用途：医療・福祉施設	所在地：中野新町 844-5			
施設写真	整備内容	目標時期			事業者：四條畷市
		短期	中期	長期	備考
	◆ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		トイレへの動線
	◇ 誘導サインの設置	○			トイレ位置の明示
	◇ バリアフリートイレへ荷物台を設置			○	
	◆ エレベーターの設置			○	


6. 教育文化センター	用途：文化・教養施設	所在地：南野五丁目 1063-1			
施設写真	整備内容	目標時期			事業者：四條畷市
		短期	中期	長期	備考
	◇ 玄関スロープの設置			○	駐車場側段差
	◇ バリアフリートイレへ荷物台を設置、扉の改良			○	
	◇ 誘導サインの改良	○			文字の大きさ、設置位置など
	◆ エレベーターの設置			○	
	◇ 段鼻への適切な着色	○			


2. 3都市公園特定事業

(1) 整備方針

都市公園特定事業では、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「都市公園移動等円滑化基準」への適合に努めるとともに、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいた施設のバリアフリー化を推進します。

(2) 整備メニュー

蜻蛉池公園	用途：都市公園		所在地：岡山東一丁目8			
施設写真	整備内容		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	バリアフリースイレの整備			○	
	◇	通路障害物の撤去	○			
	◆	スロープの設置			○	

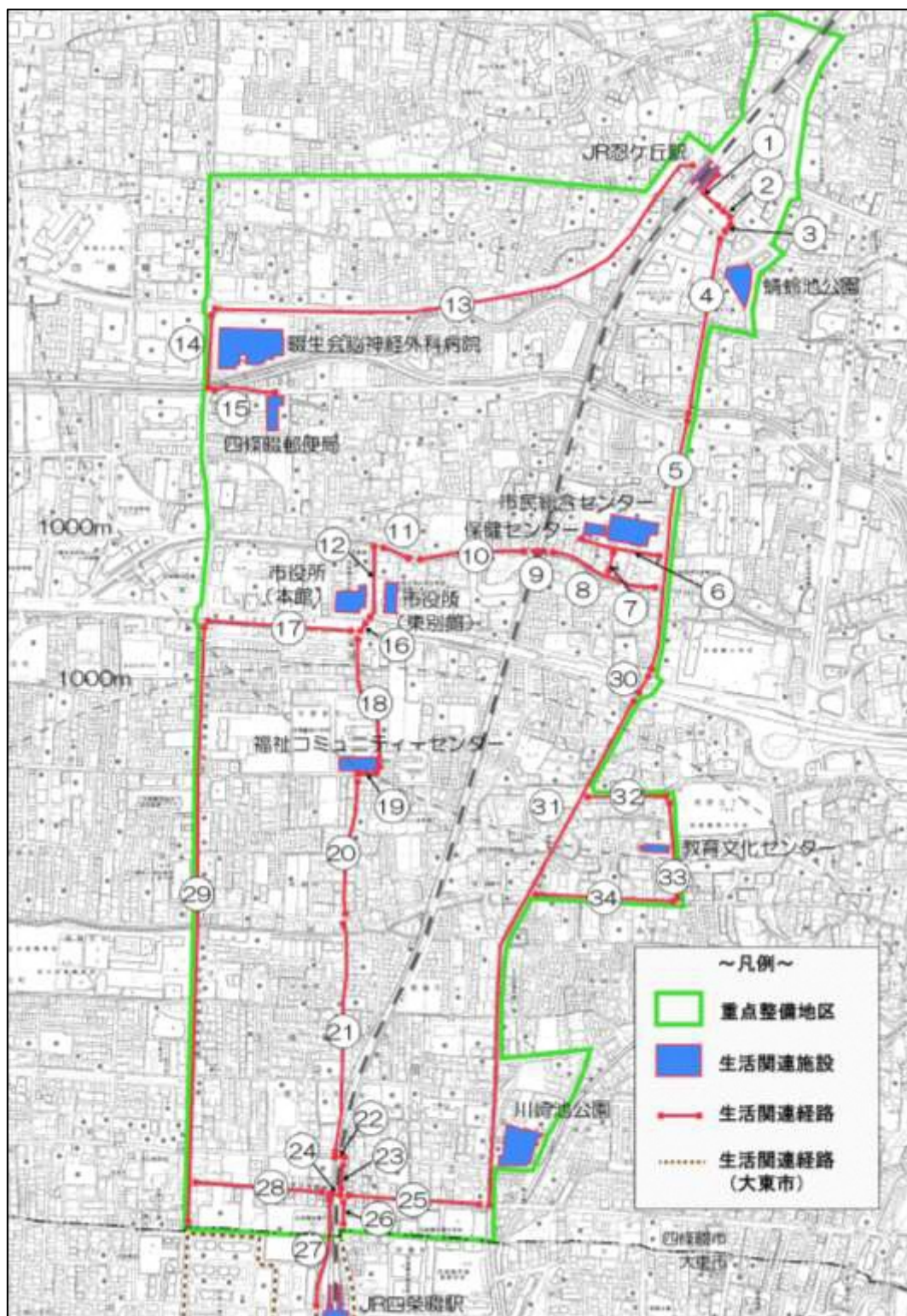
川崎池公園	用途：都市公園		所在地：南野一丁目 1454-1 他2筆			
施設写真	整備内容		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	バリアフリースイレの整備			○	

2. 4道路特定事業


(1) 整備方針

高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に利用できるように、「道路移動円滑化基準」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、歩道などのバリアフリー化を行います。ただし、歩道等のない経路については歩行空間の確保等の整備に努め、歩道の整備を検討します。


(2) 位置図



(3) 整備メニュー


3. 市道 岡山東 1 丁目 5 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	障害物の撤去			○	
	◆	歩道の改良（平坦性の確保、段差解消）			○	
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		※1

※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。

4. 市道 中野岡山東 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	障害物の撤去			○	※2
	◇	歩行空間の確保			○	
	◆	歩道幅員の確保			○	
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		※1
	◇	溝蓋の改良	○			


※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。


※2 容易なものは短期に実施する。


5. 市道 中野 3 丁目中野 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	障害物の撤去			○	※2
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○			※1
	◆	歩道の整備			○	交差点のたまり


※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。


※2 容易なものは短期に実施する。


6. 市道 中野 3 丁目 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	歩行空間の確保			○	


7. 中野児童遊園内通路	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道幅員の確保		○		


8. 市道 中野 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道の整備			○	
	◇	路面の凹凸解消	○			

9. 中野踏切	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市 JR 西日本
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩行環境の改善			○	


10. 市道 中野1号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道幅員の確保			○	
	◆	歩道の整備			○	
	◇	路面の凹凸解消	○			

11. 市道 市道中野本町5号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道幅員の確保			○	
	◆	歩道の整備			○	


12. 市道 中野本町 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道の整備		○		


13. 市道 忍ヶ丘砂線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		※1
	◆	歩道の改良（平坦性の確保、段差解消）			○	
	◇	障害物の撤去		○		

※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。


14. 国道旧 170 号	具体項目		目標時期			事業者：大阪府
			短期	中期	長期	備考
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		※1


※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。


15. 市道 部屋清滝線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道幅員の確保			○	
	◆	歩道の改良（平坦性の確保、段差解消）			○	

17. 国道 163 号	具体項目		目標時期			事業者：国土交通省
			短期	中期	長期	備考
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		※1


※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。

18. 市道 中野新町 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道の整備			○	一部区間


20. 市道 米崎町 8 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	歩行空間の確保			○	
	◇	路面の凹凸解消		○		


21. 市道 南野 3 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	視覚障害者誘導用ブ ロックの敷設			○	※1
	◇	歩行空間の確保			○	
	◇	路面の凹凸解消		○		


※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。


23. 市道 楠公 2 丁目 3 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道幅員の確保			○	
	◇	路面の凹凸解消		○		
	◇	障害物の撤去	○			


24. 南野踏切	具体項目		目標時期			事業者：大阪府 JR 西日本
			短期	中期	長期	備考
	◇	歩行空間の確保			○	

25. 府道 大東四條畷線	具体項目		目標時期			事業者：大阪府
			短期	中期	長期	備考
	◇	歩行空間の確保		○		
	◇	障害物の撤去		○		

27. 市道 楠公北新町線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	歩行空間の確保			○	


28. 府道 四條畷停車場線	具体項目		目標時期			事業者：大阪府
			短期	中期	長期	備考
	◇	歩行空間の確保			○	
	◇	障害物の撤去			○	

29. 府道 四條畷停車場線	具体項目		目標時期			事業者：大阪府
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道の整備			○	
	◆	歩道幅員の確保			○	


30. 国道 163 号	具体項目		目標時期			事業者：国土交通省
			短期	中期	長期	備考
	◆	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○		※1

※1 道路幅員や前後の動線の状況を踏まえて検討する。

31. 国道旧 170 号	具体項目		目標時期			事業者：大阪府
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道の整備			○	

32. 市道 中野 2 丁目 7 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◆	歩道幅員の確保			○	
	◆	歩道の改良(平坦性の確保、段差解消)			○	

33. 市道 南野 5 丁目 6 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	溝蓋の設置		○		
	◆	歩道の整備			○	

34. 市道 南野 1 号線	具体項目		目標時期			事業者：四條畷市
			短期	中期	長期	備考
	◇	溝蓋の設置			○	

2. 5 交通安全特定事業

(1) 整備方針

交通安全特定事業では、信号機、道路標示の設置、生活関連経路を構成する道路における交通安全施設についての整備方針を定め、すべての人が安全、円滑に交差点を横断できるよう、主要交差点での音響信号、青時間延長ボタン、その他の施設の改良を検討します。移動の支障となる歩道上などにおける違法駐車取締、交通安全に関する啓発活動を引き続き推進します。

(2) 整備メニュー及び取組

具体項目		目標時期			事業者：大阪府 公安委員会
		短期	中期	長期	備考
◆	音響信号の設置の検討		○		※1
◆	青時間延長ボタンの設置の検討		○		※1
◆	交通規制や違法駐車・駐輪などの取締強化	継続			
◆	違法駐車防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動	継続			

※1 交差点前後の道路動線や整備状況を踏まえて検討する。

2. 6 教育啓発特定事業

(1) 取組方針

教育啓発特定事業では、学校と連携したバリアフリーに関する教育活動の実施や、公共交通事業者による従業員の接遇研修、施設利用におけるマナーの向上のための啓発など、ソフト面での取組を行い、高齢者や障がい者等への理解をより一層深めていきます。

(2) 整備メニュー及び取組

具体項目	目標時期			事業者
	短期	中期	長期	
◆ バリアフリー教室の実施	継続			四條畷市
◆ 公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施	継続			JR 西日本 近鉄バス 京阪バス
◆ バリアフリースイッチや優先席、車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示	継続			四條畷市 JR 西日本 近鉄バス 京阪バス
◆ バリアフリーに関するサインなどの啓発	継続			四條畷市

3. 特定事業実施における課題等

ヒアリング結果やタウンウォッチングから得られた当事者等の意見については、短期的に実現が難しい内容など、長期的な検討の必要があるものについては、段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）の中で必要な議論を得て判断していくこととします。

また、特定事業の実施内容や目標時期については、各関係計画等により大きく変更されることも見込まれることから、関係部署との連携を図り事業の実施を検討していくこととします。

1. 基本構想の継続した取組

本基本構想では、整備目標を中長期的な視点も含め作成しています。バリアフリー化を取り巻く環境や条件は、日々変化していることから、将来的には社会経済状況や周辺状況の変化などに柔軟に対応していけるよう、必要に応じて基本構想を見直していきます。

また、計画のみならず事業実施後についても整備内容の点検・評価などの仕組みを確立することが求められます。そして、これらの過程においては、市民など利用者からの意見集約を行いながら継続した取組（スパイラルアップ）を実践していきます。

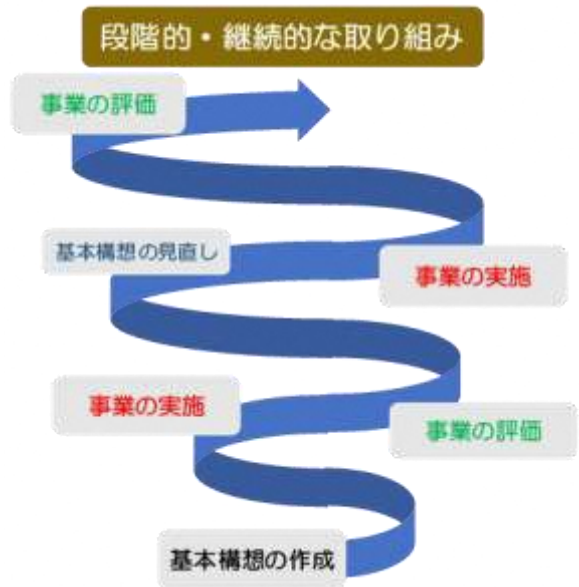
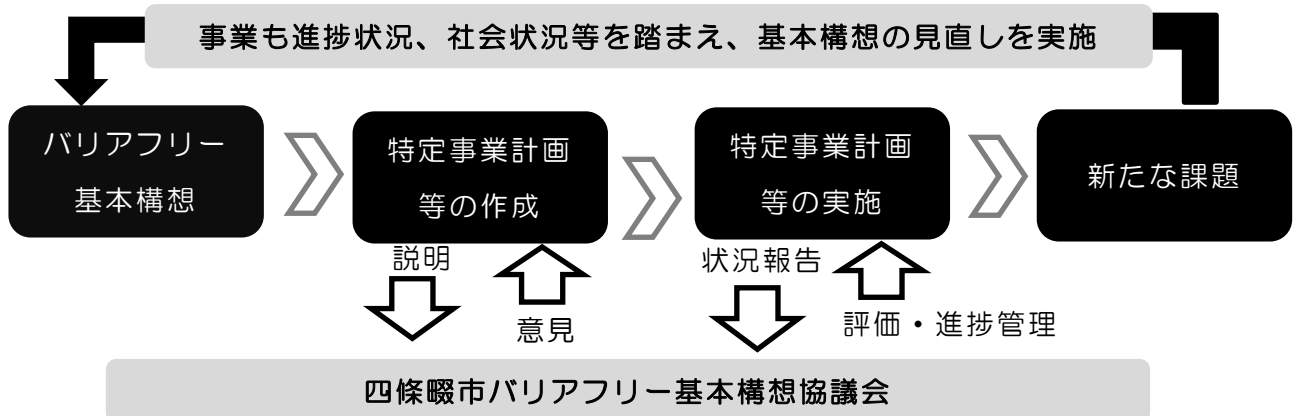


図9.1 スパイラルアップイメージ

2. 基本構想の推進体制

基本構想の実現に向けて、各事業者、当事者（高齢者・障がい者等）、地域住民が、互いに協力し、基本構想に位置づけされた事業の着実な実施、評価、改善を図っていくなど、継続的に協議を行っていくことが必要となるため、本市では、原則毎年度協議会等を開催することとし、協議した結果（整備状況等）について公表してまいります。

また、一体性や連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、行政だけでなく市民・事業者などとの協働によりバリアフリー化が進められるよう、「四條畷市バリアフリー基本構想協議会」にてバリアフリー整備における協議や助言、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。



参 考 資 料

1. 四條畷市バリアフリー基本構想協議会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・P 6 1
2. 四條畷市バリアフリー基本構想協議会の経過・・・・・・・・・・・・・・・・P 6 2
3. 四條畷市バリアフリー基本構想協議会条例及び同規則・・・・・・・・・・P 6 3
4. 関連計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6 5
5. 統計データから見る本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6 6
6. ヒアリング結果のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7 0
7. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7 9

1. 四條畷市バリアフリー基本構想協議会名簿

委員区分	所属及び役職	氏名
学識経験者	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科 教授	◎ ^{たなか} 田中 ^{かすなり} 一成
	種智院大学人文学部 社会福祉学科 教授	○ ^{こてら} 小寺 ^{てつや} 鐵也
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部地域共生室 室長	^{いのうえ} 井上 ^{のりひこ} 典彦
	京阪バス株式会社 運輸部	^{みやぎ} 宮城 ^{かつお} 勝夫
	近鉄バス株式会社営業部 乗合営業課 課長	^{いちかわ} 市川 ^{いさお} 功
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 事業対策官	^{はやし} 林 ^{しげみ} 茂視
	大阪府枚方土木事務所 維持保全課 課長	^{かんしや} 看舎 ^{くにあき} 邦亮
大阪府公安委員会	大阪府四條畷警察署 交通課 課長	^{うえだ} 上田 ^{そういちろう} 聡一郎
高齢者及び福祉に関する団体等	四條畷市老人クラブ連合会 女性部 部長	^{くろさわ} 黒澤 ^{のりこ} 典子
	四條畷市身体障害者福祉会副会長	^{もりや} 守屋 ^{たかし} 隆
	四條畷市福祉計画検討委員会委員	^{さるや} 猿屋 ^{かつとし} 勝利
関係行政機関の職員	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課	^{いさか} 井阪 ^{たまき} 環
	国土交通省近畿運輸局交通政策部 バリアフリー推進課 課長	^{せいらい} 清良井 ^{としゆき} 利之
四條畷市職員	健康福祉部福祉政策課 上席主幹	^{さいじょう} 西條 ^{ひろみ} ひろみ
	都市整備部建設課 副参事兼課長	^{あだち} 足立 ^{さとし} 聡

◎：会長 ○：副会長

※策定時の委員

(敬省略)

2. 四條畷市バリアフリー基本構想協議会の経過

第1回 協議会

開催日：令和2（2020）年8月25日

場所：大阪広域水道企業団 四條畷水道センター2階 大会議室

主な議題：①基本構想改訂の背景

②バリアフリー法の概要

③基本構想位置づけ

④計画期間

⑤四條畷市の概況、取組等

⑥生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区（案）について

⑦ヒアリング調査及びタウンウォッチングの調査方法の確認

⑧基本目標及び基本方針について

ヒアリング・アンケート調査

実施期間：令和2年9月14日から9月25日まで

調査対象：肢体障がい者、視覚障がい者（介助者1名同席）、聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、子育て中の保護者、精神障がい者、肢体障がい者

タウンウォッチング調査

実施日：令和2年10月15日及び令和2年10月16日

実施場所：教育文化センターから市民総合センターまでの生活関連経路

調査員：車いす使用者、下肢障がい者、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者、子育て中の保護者

第2回 協議会

開催日：令和3（2021）年3月30日

場所：四條畷市役所 東別館2階 201会議室

主な議題：①基本構想（素案）について

第3回 協議会

開催日：令和3（2021）年10月25日

場所：四條畷市役所 本館3階 委員会室

主な議題：①基本構想（案）について

3. 四條畷市バリアフリー基本構想協議会条例及び同規則

○四條畷市バリアフリー基本構想協議会条例

令和2年3月19日

条例第15号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、四條畷市バリアフリー基本構想協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 法第26条第1項の規定に基づく協議及び連絡調整を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、移動の円滑化の促進の推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、法第26条第2項に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

○四條畷市バリアフリー基本構想協議会規則

令和2年3月30日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市バリアフリー基本構想協議会条例(令和2年条例第15号)第5条の規定に基づき、四條畷市バリアフリー基本構想協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4. 関連計画の概要

以下に、本市のバリアフリー化に係る主な関連計画の概要を示します。

四條畷市都市計画マスタープラン

【基本理念】 「住んでみたい、住み続けたい」と感じられるまちの形成

- 快適で便利な住みよい都市の創造
- 安らぎと潤いのある市街地の形成
- 災害に強い安全な地域の実現
- 魅力と活力のあるまちの創造

第4期四條畷市地域福祉計画

【基本理念】 みんなの力で地域からつくる暖みのあるまち

- 地域福祉を支える人づくり
- 地域共生社会の仕組みづくり
- 安心して暮らせる社会環境づくり
- 適切な支援につなぐ仕組みづくり

第3期なわて障がい者プラン

【基本理念】 市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが「当たり前
の生活」を実現できる共生社会づくり

- 障がいのある人の自己選択・自己決定への支援
- 障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしい生活を送るための支援
- さまざまな社会的な障壁の除去の促進

第3期なわて高齢者プラン

【基本理念】 誰もが“長生きして良かった”といえる地域社会づくり

- 人権の尊重
- 利用者本位のサービス提供体制の推進
- 介護予防・生きがいづくり
- 地域全体で総合的に高齢者を支える体制の整備・充実
- 積極的な社会参加の環境づくり

5. 統計データから見る本市の現状

(1) 高齢化率の推移

年齢階級別人口をみると、幼少人口（15歳未満）は平成20年度までゆるやかな増加があり、その後令和元年にかけて減少していることがわかります。高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加し、それに伴い高齢化率も上っており、令和元年度では27.0%となっています。一般的に超高齢化社会と言われている高齢化率21%を超え、高齢化が進んでいることがわかります。

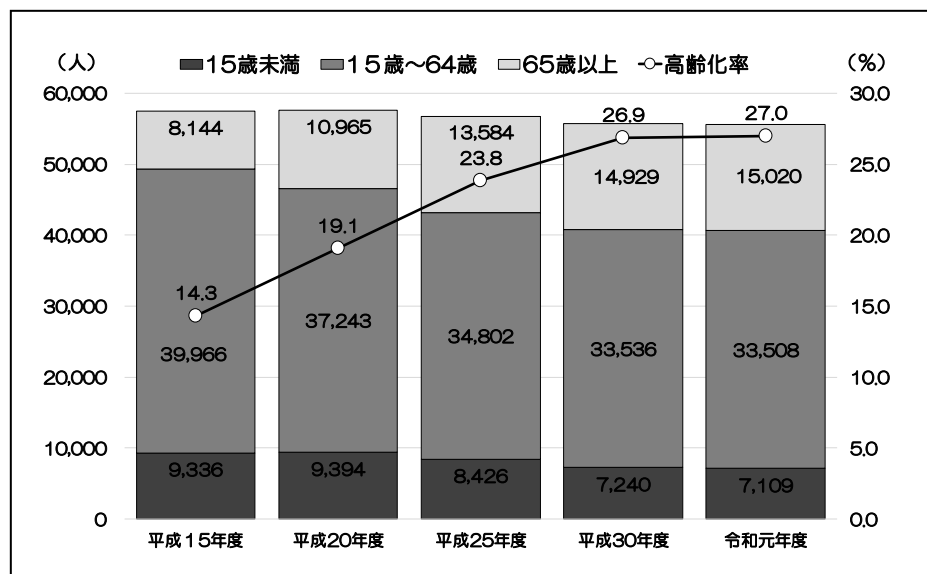


図 5.1 高齢化率の推移

出典：四條畷市統計書

(2) 障がい者手帳等登録数の推移

本市の障がい者手帳登録数は、人数及び人口に占める比率が各年で増減は見られるものの、増加傾向にあり、令和元年度には2,416人で人口比率4.34%となっています。

療育手帳（知的障がい者）登録数は人数及び人口に占める比率ともに増加しており、令和元年度では613人で人口比率1.1%となっています。

精神障がい者保健福祉手帳登録数は平成15年度から令和元年度の間に161人から503人へと約3倍に増加しており、人口に占める比率は0.28%から0.9%となっています。

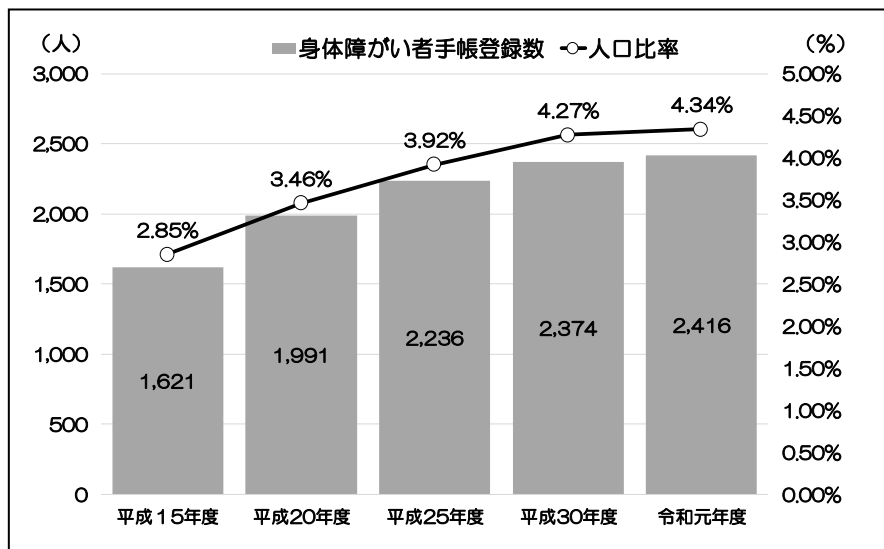


図 5.2 身体障がい者手帳登録数の推移

出典：主要な施策の実績報告書

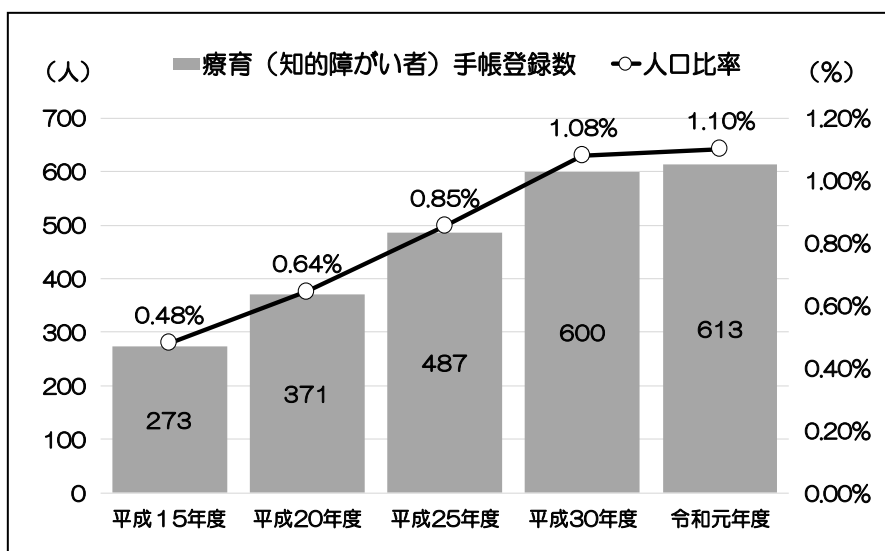


図 5.3 療育（知的障がい者）手帳登録数の推移

出典：主要な施策の実績報告書

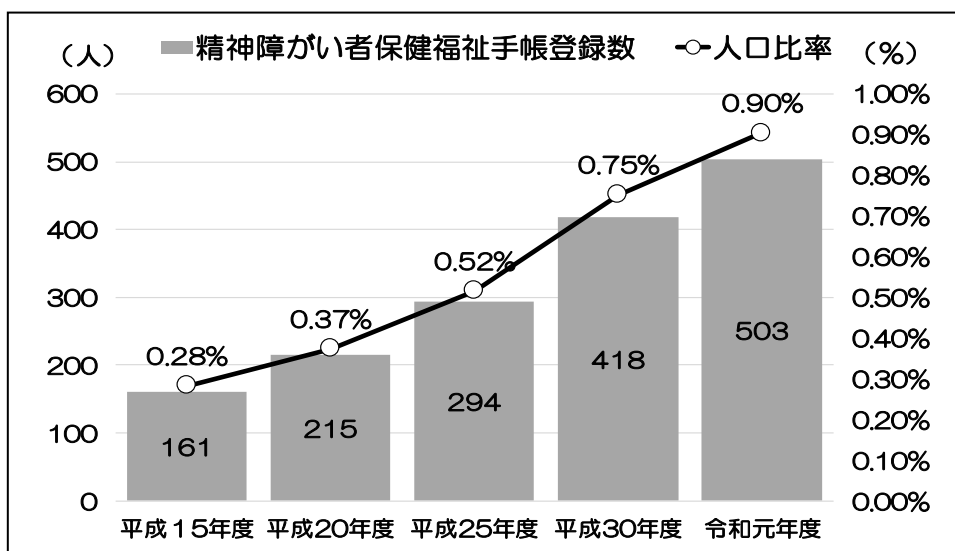


図 5.4 精神障がい者保健福祉手帳登録数の推移

出典：主要な施策の実績報告書

(3) 公共交通機関の利用状況

市内には JR 忍ヶ丘駅、市外ではあるが隣接している JR 四条畷駅が立地しており、どちらも本市の主要な鉄道駅となっております。

鉄道駅の1日あたりの平均乗降者数は JR 忍ヶ丘駅で1.7万人、JR 四条畷駅で3.7万人となっており、どちらの駅も国の基本方針に示される重点整備地区の要件である、1日あたりの平均的な利用者数3千人を大きく上回っています。

平成15年度と平成30年度を比較した、1日あたりの平均乗降者数については両駅とも増加傾向にあり、鉄道駅の重要性が伺える数値となっております。

表 5.1 市内鉄道駅及び隣接駅の日平均乗降者数及び増加率

駅名	平成15年度	平成30年度	増加率
JR 忍ヶ丘駅	16,022 人	17,218 人	107%
JR 四条畷駅	37,026 人	37,498 人	101%

参考資料：大阪府統計年鑑

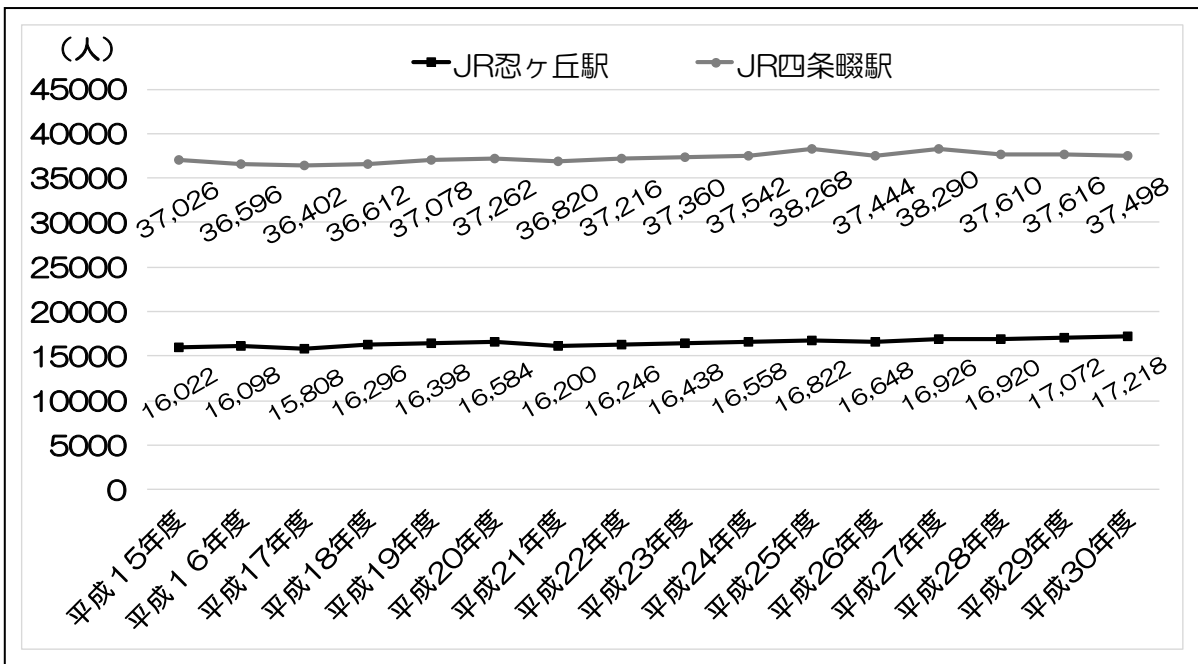


図 5.5 市内鉄道駅及び隣接駅の日平均乗降者数の推移

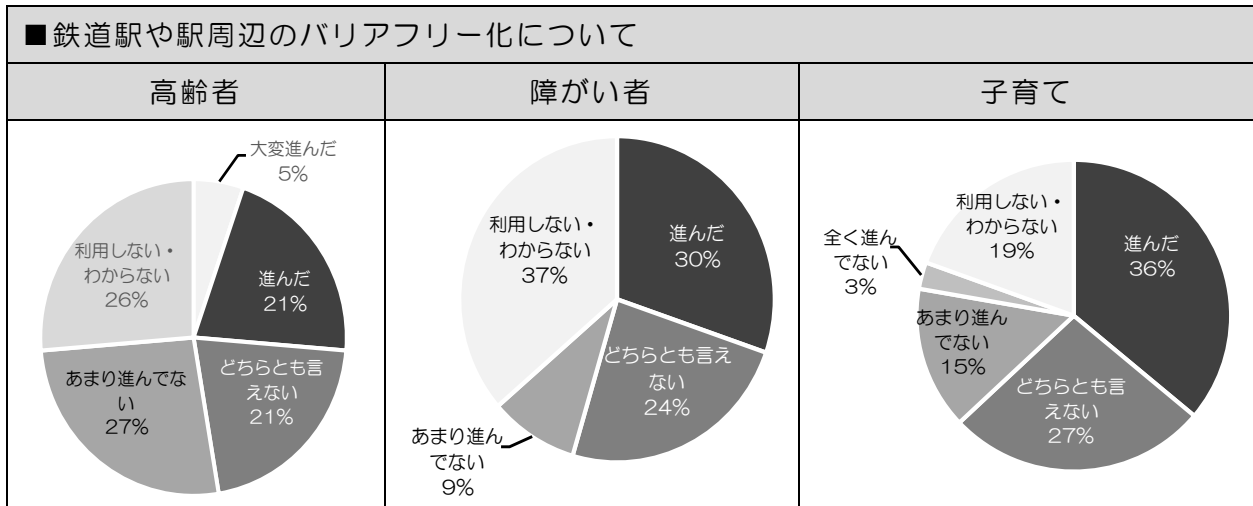
参考資料：大阪府統計年鑑

6. ヒアリング結果のまとめ

(1) 外出について

■ 外出頻度について																																																														
高齢者	障がい者	子育て																																																												
<p>週に数回, 32%</p> <p>ほぼ毎日, 68%</p>	<p>週に数回, 12%</p> <p>ほぼ毎日, 88%</p>	<p>月に数回, 1%</p> <p>週に数回, 5%</p> <p>ほぼ毎日, 94%</p>																																																												
■ 外出の際によく利用する移動手段																																																														
高齢者	障がい者	子育て																																																												
<table border="0"> <tr><td>タクシー</td><td>0人</td></tr> <tr><td>自家用車</td><td>9人</td></tr> <tr><td>バス</td><td>2人</td></tr> <tr><td>バイク</td><td>2人</td></tr> <tr><td>歩行器</td><td>0人</td></tr> <tr><td>移動カー</td><td>0人</td></tr> <tr><td>自転車</td><td>8人</td></tr> <tr><td>電動車いす</td><td>0人</td></tr> <tr><td>手動車いす</td><td>0人</td></tr> <tr><td>徒歩</td><td>11人</td></tr> </table>	タクシー	0人	自家用車	9人	バス	2人	バイク	2人	歩行器	0人	移動カー	0人	自転車	8人	電動車いす	0人	手動車いす	0人	徒歩	11人	<table border="0"> <tr><td>タクシー</td><td>4人</td></tr> <tr><td>自家用車</td><td>5人</td></tr> <tr><td>バス</td><td>10人</td></tr> <tr><td>バイク</td><td>1人</td></tr> <tr><td>歩行器</td><td>1人</td></tr> <tr><td>移動カー</td><td>0人</td></tr> <tr><td>自転車</td><td>15人</td></tr> <tr><td>電動車いす</td><td>0人</td></tr> <tr><td>手動車いす</td><td>2人</td></tr> <tr><td>徒歩</td><td>24人</td></tr> </table>	タクシー	4人	自家用車	5人	バス	10人	バイク	1人	歩行器	1人	移動カー	0人	自転車	15人	電動車いす	0人	手動車いす	2人	徒歩	24人	<table border="0"> <tr><td>タクシー</td><td>2人</td></tr> <tr><td>自家用車</td><td>16人</td></tr> <tr><td>バス</td><td>1人</td></tr> <tr><td>バイク</td><td>2人</td></tr> <tr><td>歩行器</td><td>0人</td></tr> <tr><td>移動カー</td><td>0人</td></tr> <tr><td>自転車</td><td>76人</td></tr> <tr><td>電動車いす</td><td>0人</td></tr> <tr><td>手動車いす</td><td>0人</td></tr> <tr><td>徒歩</td><td>61人</td></tr> </table>	タクシー	2人	自家用車	16人	バス	1人	バイク	2人	歩行器	0人	移動カー	0人	自転車	76人	電動車いす	0人	手動車いす	0人	徒歩	61人
タクシー	0人																																																													
自家用車	9人																																																													
バス	2人																																																													
バイク	2人																																																													
歩行器	0人																																																													
移動カー	0人																																																													
自転車	8人																																																													
電動車いす	0人																																																													
手動車いす	0人																																																													
徒歩	11人																																																													
タクシー	4人																																																													
自家用車	5人																																																													
バス	10人																																																													
バイク	1人																																																													
歩行器	1人																																																													
移動カー	0人																																																													
自転車	15人																																																													
電動車いす	0人																																																													
手動車いす	2人																																																													
徒歩	24人																																																													
タクシー	2人																																																													
自家用車	16人																																																													
バス	1人																																																													
バイク	2人																																																													
歩行器	0人																																																													
移動カー	0人																																																													
自転車	76人																																																													
電動車いす	0人																																																													
手動車いす	0人																																																													
徒歩	61人																																																													
■ まとめ																																																														
<p>外出についての項目では、各対象者においてもほぼ毎日外出すると回答された方が半数以上となっており、その移動手段では徒歩で移動される方の割合が多くなっていることが分かります。</p>																																																														

(2) 鉄道について



■ 駅舎やホームを利用する際に困っていること

意見内容	高 齢 者	障がい者					子 育 て
		身 体	視 覚	聴 覚	知 的	精 神	
階段など段差がある	●	●	●			●	●
手すりがない						●	
通路(改札口等)がせまい	●						●
券売機の位置が高い、角度が見にくい、分かりにくい		●				●	●
路線図・時刻表・運賃表が分かりにくい	●					●	●
音声案内が分かりにくい				●		●	●
ベンチが少ない	●					●	●
トイレの場所などへの案内が分かりにくい	●					●	●
トイレ、オストメイトが汚い		●					●
ホームに転落防止策が欲しい			●				●
ホームに狭い箇所がある							●
電車の進行方向をホームの路面に表示して欲しい		●					
待合室が欲しい		●					●
電光掲示板は路面にも設置してほしい		●					●
ベビーカーで利用しにくい場所がある	●						●
エスカレーターがなく不便	●						●
エレベーターが狭い							●
エレベーターのマナーが悪い							●

マタニティ専用のように座りやすい場所がほしい							●
駅のエレベーターはベビーカーや大きな荷物を持った人を優先してほしい							●
■電車（車両）を利用する際に困っていること							
意見内容	高齢者	障がい者					子育て
		身体	視覚	聴覚	知的	精神	
車いす専用スペースがない	●	●					●
優先座席が不十分	●					●	●
優先座席の利用マナーが悪い							●
ホームと車両との隙間が怖い	●	●	●			●	●
電光掲示板が見にくい、または、分かりにくい		●					●
音声案内が分かりにくい	●	●		●		●	●
トイレの場所などへの案内が分かりにくい	●	●					●
駅に着く時どちらのドアが開くか分かりにくい	●	●				●	●
ベビーカーで利用しにくい	●						●
電光掲示板は低い位置にも設置してほしい		●					
各車両に車いすベビーカー用のスペースを確保してほしい							●
■まとめ							
<p>鉄道のついでにバリアフリー化整備については、「進んだ」と感じている人が3割程度となっており、「どちらとも言えない、あまり進んでいない、全く進んでいない」といった人たちが半数近くになっていることが分かります。</p> <p>ハード面では、券売機や路線図、電光掲示板などの場所が高く、目線が高いものが利用しにくい、各車両に車いすやベビーカー用スペースが欲しいといった意見などがあり、車いすや歩行器を使用されている方の目線が比較的低くなっているとのことが分かりました。</p> <p>ソフト面では、トイレの場所が分かりにくいや、優先座席、トイレ及びエレベーターのマナーが悪いなどの意見がありました。</p> <p>駅舎やホームについてはバリアフリー化整備が一定実施されているものの、細かい視点での改良が必要とされていることが分かります。</p>							

(3) バスについて

■バス及びバス停のバリアフリー化について							
高齢者	障がい者			子育て			
■バス及びバス停を利用する際に困っていること							
意見内容	高 齢 者	障がい者					子 育 て
		身 体	視 覚	聴 覚	知 的	精 神	
バス停にベンチがない	●					●	●
行き先などの運行情報が分かりにくい	●	●				●	●
バス床や座席が高いなど段差がある	●	●					●
車いすでは利用できない	●	●				●	●
ベビーカーでは利用しにくい	●					●	●
座席が利用しにくい、狭い	●					●	●
音声案内が分かりにくい	●					●	●
料金の支払方法がわかりづらい							●
時刻表や電光掲示板は下に設置してほしい		●					
車いすが固定できる設備が欲しい		●					
バス停に屋根が欲しい（四条畷駅前）	●						●
停留所の時刻表が色あせて見えにくい	●						
ベンチが汚く座れない	●						●
車いすスペースが分かりにくい		●					
時刻表に金額の表示がほしい							●
バス停が狭い							●
■まとめ							
<p>バスについてのバリアフリー化整備については、「進んだ」と感じている人が少なく、意見として多かったのは「利用しない、分からない」の項目でした。</p>							

ハード面ではバス床が高い、ベビーカーでは利用しにくい、時刻表や電光掲示板を下の方にも設置して欲しい、行き先などの運行情報が分かりにくい、車いすスペースがないなどの意見がありました。バス停においてはベンチが欲しい、屋根が欲しいといった意見がありました。

ソフト面では音声案内が分かりにくいなどの意見がありました。

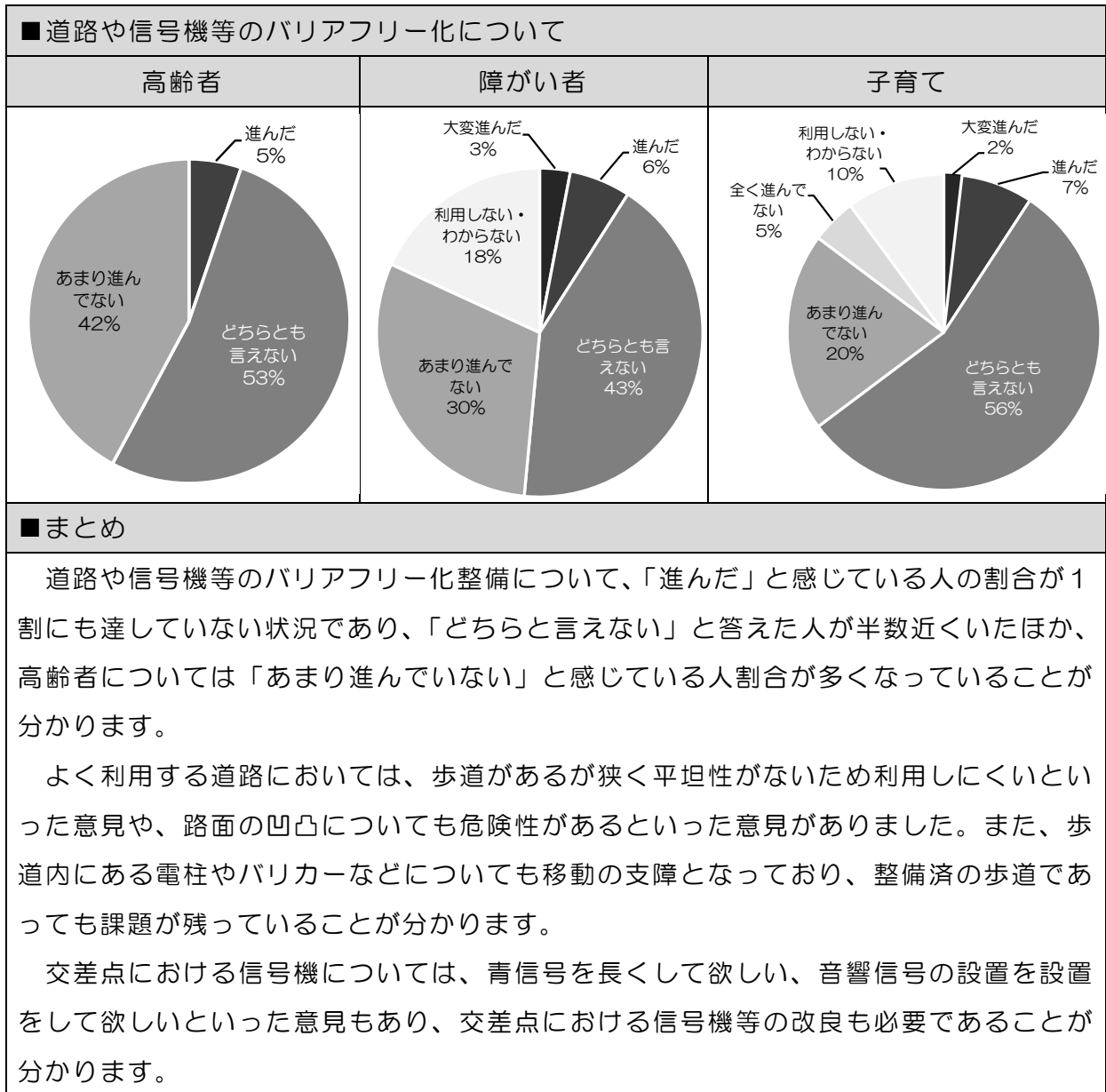
バスやバス停については、低床バスの導入が進んでいるものの、座席の狭さや車いすスペースの確保、時刻表や掲示板の改善に関する意見があり、改良等の検討が必要であることが分かります。

(4) よく利用する施設について



■よく利用する施設で困っていること							
意見内容	高齢者	障がい者					子育て
		身体	視覚	聴覚	知的	精神	
エスカレーターやエレベーター、スロープがなく不便である	●	●				●	●
手すりがない	●					●	●
通路がせまい		●				●	●
車いすでは利用できない		●					●
誘導ブロックがない、または、不完全である							●
施設内案内が分かりにくい		●				●	●
音声案内がない、または、分かりにくい		●				●	●
トイレが使いにくい		●				●	●
トイレの場所が分かりにくい	●	●					●
ベンチが少ない	●					●	●
ベビーカーで利用しにくい場所がある	●						●
トイレ内に荷物置きほしい。		●					
公園のトイレが汚い							●
市民総合センターのエレベーターが狭い		●					
福祉コミュニティセンターの畳部屋が車いすで使用できない		●					
■まとめ							
<p>利用したい施設にエレベーターがない、トイレの場所が分かりにくい、視覚障害者誘導用ブロックが不完全である、トイレ内に荷物置きが欲しい、出入口に音声案内が欲しいなどの意見がありました。</p> <p>よく利用する施設においては、エレベーター等の設置がされている施設もあれば、利用したい施設にエレベーターがないといった意見もあり、段差解消が必要とされる施設があることが分かります。また、トイレの場所が分かりにくい、使いにくいといった意見からは、利用者が施設利用の際にトイレの場所などを重要視しているということが分かり、サイン等の設置やトイレの改良の検討が必要であると言えます。</p>							

(5) 道路や信号機等について



(6) 心のバリアフリーについて

■心のバリアフリーにおいて感じること							
意見内容	高齢者	障がい者					子育て
		身体	視覚	聴覚	知的	精神	
日常生活で自身が困ったとき、周囲からの声掛けがあることが望ましい	●	●				●	●
バリアフリーに関する情報発信や啓発活動が十分ではない	●	●	●	●		●	●
それぞれの障がいなどを対象としたシンボルマーク（ヘルプマークやマタニティマーク）等の理解が進んでいない	●	●	●	●	●	●	●
小中学校及び高等学校におけるバリアフリーに関する教育活動が重要である	●	●	●			●	●
車いす利用者駐車場やバリアフリースイレなどの施設利用のマナーが悪い	●	●	●			●	●
■まとめ							
<p>心のバリアフリーについての意見では、日常生活での声掛け、バリアフリーに関する情報発信、シンボルマークの理解促進、学校でのバリアフリーに関する教育活動、各施設の利用マナーなど、心のバリアフリー全般において課題があることが分かります。</p>							

(7) その他

■その他							
意見内容	高齢者	障がい者					子育て
		身体	視覚	聴覚	知的	精神	
民間住宅のバリアフリー補助がほしい	●						
電子広報が普及していない			●				
押しボタンの改良(上から押すもの等)			●				
自販機の設置位置や購入ボタンが高く手が届かない	●						
バリアフリー体験会などイベントがあれば参加してみたい						●	
各施設のバリアフリー化の工夫をまとめたHPがあればいい						●	
■まとめ							
<p>その他の意見では、自身が住む賃貸住宅など民間住宅へのバリアフリー補助があればいい、バリアフリー体験会などのイベントがあれば参加してみたいなど、既存の住宅にバリアフリー化の必要性があること、一般の方に対するバリアフリーに関する取組が望まれていることが分かります。</p>							

7. 用語解説

ア行

- 移動円滑化・・・・・・・・・・ 高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
- 移動円滑化基準・・・・・・・・・・ バリアフリー法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがある。
- 移動円滑化促進方針・・・・・・・・・・ 平成30年11月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度。移動等円滑化促進方針は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）などにおいて、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成につなげていくことをねらいとしたもの。
- オストメイト・・・・・・・・・・ 人工肛門などを造設した人

カ行

- 基本構想・・・・・・・・・・ バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するもの。
- グレーチング・・・・・・・・・・ 鉄などでできた網状のふたで、道路の側溝や排水のふたなどに設置されるもの。

- 交通バリアフリー法・・・・・・・・ 高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を目的とした法律。
(平成12年法律第68号)という。
- 勾配(縦断、横断、・・・・・・・・ 傾斜、傾きのことをいい、道路の勾配の表示には一般的すりつけ勾配) に「%」表示が用いられる。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離1mに対して5cmの高低差が生じている場合、勾配は5%となる。なお、縦断勾配とは進行方向に向かってつけられている傾斜であり、横断勾配とは、排水などのために道路面に付けられている傾斜で、進行方向に向かって左右につけられているもの。また、すりつけ勾配とは、歩道などの横断歩道接続部や車両乗入れ部などにおいて、歩道と車道との高低差を解消するために傾斜をつけてすりつける際に生じる勾配のこと。
- 心のバリアフリー・・・・・・・・ 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

サ行

- サイン・・・・・・・・・・・・・・・・ サインにはしるし、符号、表示、掲示、標識の意味がある。サインを適切に配置することにより、自分の位置や施設などの位置を把握することができ、円滑な移動や施設の利用が可能になる。
- 視覚障害者誘導用・・・・・・・・ 視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在やおおまかな形状を確認できるような突起をつけたブロック
ブロック のことで、一般的に点字ブロックとも呼ばれる。危険箇所や誘導対象施設などの位置を示すための「点状ブロック」と、行き先を誘導するための「線状ブロック」がある。また、鉄道駅においては、ホーム側と線路側を判別できるような「内方線付き点状ブロック」がある。

- 視覚障害者用付加装置・・・ 視覚に障がいのある人が安全に横断できるようにする
(音響信号機) ため、歩行者用信号の青時間帯に音を出して知らせるもの。音響の種類には“ピヨピヨ”や“カッコー”などの音が流れる「擬音式」などがある。

- 準特定経路・・・・・・・・・・ 旧構想である四條畷市交通バリアフリー基本構想（平成16年3月）において、地形などの理由により道路移動等円滑化基準に適合した整備は難しいが、長期的な視野のもと、当該基準に準じた形で整備を行う経路。

- スパイラルアップ・・・・・・・・ 物事に取り組むにあたって、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、当事者が積極的に参加しながら、段階的かつ継続的な改善を進めること。

- スロープ・・・・・・・・・・ 高低差のある段差を傾斜でつないだ通路。

夕行

- 段鼻・・・・・・・・・・ 階段の段の先端のこと。

- 低床バス・・・・・・・・・・ バス床面の地上面からの高さが65 cm以下であって、スロープ板及び車いすスペースを各1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅が80 cm以上であることなど、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバス。

- 道路の移動等円滑化・・・ 移動等円滑化基準を補完するもので、望ましい整備に関する事項や具体的な整備方法などが示されている。このほかに、旅客施設・車両等、建築物、公園などについての各種ガイドラインが発行されている。

- 特定道路・・・・・・・・・・ 交通バリアフリー法（平成12年11月施行）において、特定旅客施設と高齢者、身体障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設などとの間の経路。

- 特定旅客施設・・・・・・・・・・ 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 特定路外駐車場・・・・・・・・・・ 建築物でなく、他の施設に附属していない路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 特定建築物・・・・・・・・・・ 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 特別特定建築物・・・・・・・・・・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- ハートビル法・・・・・・・・・・ 高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図ることを目的とした法律。正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）という。
- バリアフリー・・・・・・・・・・ 高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方である。
- バリアフリースイレ・・・・・・・・ 車いす使用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱を造設した人）、乳幼児連れの家族、妊婦など、あらゆる人を対象として円滑な利用に配慮したトイレのこと。

バリアフリー法・・・・・・・・ 一体的・総合的なバリアフリー整備を促進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）という。

う行

路外駐車場・・・・・・・・ 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

四條畷市バリアフリー基本構想

発行 四條畷市都市整備部都市計画課
住所 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
電話番号 072-877-2121（代表）